

9月9日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|---|--------|
| 町 長 | 山 | 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 | 崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清 | 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳 | 澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼 | 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大 | 井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹 | 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 | 達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 | 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 | 内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 | 崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 | 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 | 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 | 田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 | 下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 | 内 優子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴 | 海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 | 村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 | 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 新型コロナワクチン接種についてほか | 大日向 進 也 議員 |
| (2) 高齢者肺炎球菌ワクチン接種についてほか | 玉 川 清 史 議員 |
| (3) 孤独・孤立についてほか | 祢 津 明 子 議員 |
| (4) 町の財政についてほか | 中 島 新 一 議員 |
| (5) 農業振興について | 朝 倉 国 勝 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、本日から13日までの間、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 質問者は、お手元に配付したとおり12名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは、順番によりまして、最初に6番 大日向進也君の質問を許します。

6番（大日向君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

いまだ収束の見えない新型コロナ、私達の生活、心までも疲弊させています。そのような中ではありますが、当町も新型コロナウイルスワクチン接種が大分加速していると感じられ、5月より行われた高齢者接種を終えた方々からは、いまだに坂城は他市町村と比べ早く接種を行ってもらいよかったとお話をお聞きすることもあります。

また、新型コロナも未曾有の災害と例えるならば、近年、頻繁に起こり得る自然災害も私達の生活を多々脅かしているとも感じます。

このように、現在、私達の生活の中では、ウィズコロナ、また、いつ襲ってくるか分からない自然災害とともに生活を考えていかなくはなりません。

防げる、守れることがある、こうした時代における私達の生活の中で、より一層意識向上を図るため、今回の一般質問を行ってまいりたいと思います。

それでは、1つ目の質問を行います。

1、新型コロナワクチン接種について。

6月の定例会でも質問を行いました。当町における新型コロナウイルスワクチン接種について再度お尋ねしたいと思います。

イといたしまして、これまでの接種率ということで、5月より接種が開始されましたが、本日まで接種対象者はどのように変化してきたのでしょうか。次に、年代別の接種人数と接種率についてということで、1回目、2回目についてそれぞれお答えください。

また、65歳以上の対象者については、6月の定例会にお答えいただいていますので、本日までのトータル接種人数と接種率で構いません。その他の年齢については、10歳単位で刻んでお答えください。

次に、坂城町に住民票があるが、一時的に町外に居住し、町外で接種を行った人数は把握できているのでしょうか。

ロといたしまして、今後の接種計画はということで、今後の接種計画について予定等のお考えをお答えください。

以上で、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大日向議員さんから、1番目としまして、新型コロナワクチンの接種について、それでイとしまして、これまでの接種状況と現在の接種率は、今後の計画はということでございます。

私からは、全般的にお話を申し上げまして、詳細につきましては、担当から答弁させます。

まず、当町の新型コロナワクチン接種につきましては、国の示す接種順位に従いまして、まずは、65歳以上の高齢者への接種から進めることとし、接種方法や接種場所等、内部で検討を重ね実施をしたところであります。

高齢者の方は、新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすいとされ、多くの方へ迅速に接種を行うことが望ましく、加えて取扱いやほかにも多くの制約がある貴重なワクチンを無駄なく使う必要があることから、文化センター体育館での集団接種とし、現地でシミュレーションを行いながら、接種の流れや会場レイアウトを決定いたしました。

当初は、ワクチンの供給が限定的で、想定していた予定より少し遅れましたが、5月10日から接種を開始し、接種にあたりましては、町内の先生方に加え、鹿教湯病院さんに全面的にご協力をいただけることになりました。

高齢者につきましては、8割以上の方が6月中に2回の接種を終え、7月中旬からは高齢者の追加接種と並行して64歳以下の基礎疾患を有する方及び早期接種対象者として保育士、教職員、

消防団、高齢者施設等の従業者の方への接種を行ったところであります。その後、随時、対象年齢を拡大して、7月下旬からは40歳以上の方や、商工会にも協力いただきまして、小売業や飲食業に携わる方などを対象としましたが、予約状況を踏まえる中で、さらに年齢枠を拡大し、8月からは接種対象となる12歳以上の方全員を対象として実施をしているところであります。

また、8月からは、町内の先生方のご協力により、医療機関での個別接種も本格的に開始されたことで、かかりつけ医での接種が可能となり、さらに接種を受けていただきやすい体制が整ったところでございます。

次に、9月5日時点での全体の接種人数について申し上げますと、1回目接種済みの方が1万506人、2回目接種済みの方が7,995人、亡くなられた方や転出された方などを除く接種率は、対象となる12歳以上の人口に対しまして1回目が約8割の78.3%、2回目が約6割の59.2%であります。

なお、年代別の接種状況につきましては、後ほど担当から答弁いたします。

また、坂城町に住民票がある方で、一時的に町外に居住されている方の接種状況についての質問でございますが、町では一時的な町外居住者が把握できませんので、町外で接種した方の状況を申し上げます。

内容といたしましては、町外のかかりつけ医で接種された方や町外の入所先、入院先で接種された方、国等の開設している大規模接種会場での接種、町外での職場や職域で接種された方などが該当され、現時点で確認できている方は、1回目が1,105人、2回目が872人という状況でございます。

続きまして、口、今後の接種計画についてお答えいたします。

既にマスコミ等でも報道されているところですが、現在、ワクチンの供給量はかなり限定的となっており、今後のワクチン接種につきましては、ワクチンの供給状況を考慮しながら実施をしていくことになろうかと思っております。

当面、確保できているワクチン量から個別接種は予定どおり実施しながら、集団接種につきましては、9月18日土曜日、19日日曜日の集団接種の予約を受け付けているところでございます。

接種も終盤を迎え、今後はワクチンの供給状況に加え、接種率や予約状況を踏まえながら、接種を希望される方への接種が進むよう取り組んでまいります。

一方、町民の皆様への接種と相まって、一昨日の7日からは上田市の川西病院さんのご協力の下、テクノハート坂城協同組合が主体となりまして、9月7日現在、お申し込みをいただいている町内企業35社、約1,500人の方への職域接種を開始いたしました。これにより安心して働ける就業環境が整うものと期待をしているところでございます。

保健センター所長（竹内さん） 新型コロナワクチン接種について、イ、これまでの接種状況と現

在の接種率はのうち、私からは年代別の接種人数と接種率についてお答えいたします。

なお、接種人数につきましては、これまでに接種を受けた方の数、接種率につきましては、接種人数のうち既に亡くなられたり転出等をされて、現在、住民登録のない方は除いて9月5日現在の住民基本台帳登録者に対する割合でお答えします。

また、年齢につきましては、今年度到達年齢となり、年齢の高い方から申し上げますと、65歳以上は、1回目が5,044人で、接種率94.4%、2回目、4,989人で接種率93.7%。60歳から64歳未満、1回目、777人で接種率89.2%、2回目、743人で接種率85.3%。50歳代、1回目、1,553人で接種率83.5%、2回目、1,087人で接種率58.4%。40歳代、1回目、1,401人で、接種率75.9%、2回目、644人で接種率34.9%。30歳代、1回目730人で、接種率57.9%、2回目、283人で接種率22.5%。20歳代、1回目、539人で、接種率44.1%、2回目、227人で接種率18.6%。12歳から19歳、1回目、462人で接種率43.3%、2回目、22人で接種率2.1%という状況でございます。

6番（大日向君） ただいま町長、担当課より答弁をいただきました。65歳以上の町民については、接種率も非常に高く、最近では高齢者への感染も少なくなっていると感じられておりますので、これもひとえに接種に対して迅速に対応できたことと、また、各自の感染対策に対し非常に高い意識を持って生活がなされていることが大きな要因ではないかと思えます。

また、12歳以上の接種も開始されています。まだ始まったばかりなので、徐々に接種率が上がってきているということから、できるだけ多くの方に接種の意義を考えていただきたいと考えております。

しかし、若年層の中では、副反応について様々な情報が多く、ワクチン接種に対しためらいを持っている人々も多くいます。世界的にも若年層の接種が進み、データの蓄積により正しい情報の精査が行われていくと思えます。より安心、安全な生活を多くの方が送れるように、当町としても最新の情報の随時取得を発信していただきたいと思えます。

そこで、ちょっと1点なんですけど、再質問を行いたいと思えます。

接種計画のことなんですけれども、現在、感染拡大が起きている中、これまで接種のタイミングを逃した方がいらっしゃると思えます。そのような方が今後接種を希望される場合について、町としてはどのような対応をなされるのでしょうか。再質問いたします。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

新型コロナワクチン接種につきましては、町では順次年齢枠を拡大して実施をしているところでございますが、これまで新たな年齢枠の拡大に際しましては、町ホームページやすぐメール、防災行政無線でお知らせをし、様々な媒体から情報をお伝えするようになっているところでございます。

このうちすぐメール、あるいは防災行政無線につきましては、お伝えできる情報量が限られてまいりますので、ポイントを絞ってお伝えせざるを得ないという状況でございますけれども、例えば、すぐメールにつきましては、詳しい情報が掲載されたホームページにリンクを設定するなど工夫を行っておりますし、また、パソコン等をお持ちでない方につきましては、町のワクチン接種相談ダイヤル、これは土日も含め開設をしてご相談に応じているという状況でございます。

また、新たに対象となる方の予約申込みの受付開始段階でまだ接種をされていない方、あるいは予約が済んでおられない方につきましては、予約方法等について個別に通知を送付して対応しております。今後も分かりやすい情報発信に努め、接種率の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

6番（大日向君） 再質問、答弁いただきました。

現在、坂城町は12歳以上、全ての方が接種の対象ということです。今回、質問した以外にも細かな疑問をお持ちの方もいらっしゃると思われまます。ご答弁の中にもありましたが、専用ダイヤル等、様々なものが設けられているということなので、十分に活用して接種に困らないようにしていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に入ります。

2の防災について。

イ、防災訓練について。

8月29日に行われた町防災訓練についてお聞きしたいと思います。

まず、台風19号災害を経て、最近、各地で発生している自然災害等を踏まえ、防災訓練を行うにあたり、当町として反映させたことはありますか。その中で自主防災会に対し、町が事前に何か行ったことはあるのでしょうか。

次に、今回の防災訓練の内容についての詳細を説明願います。また、防災訓練を経て何か課題等は上がってきましたか。

ロといたしまして、地域や地元企業との連携についてということで、万が一災害が発生し、避難等が長期的となった場合について、避難所の運営や物資の調達等を公助で賄い続けることには、限界が生じると考えます。やはり自助、共助ともに防災への意識を日頃より高めていかなくてはなりません。

1点目といたしまして、地域防災力の強化を進めるため町としての取組はどのようになっているのか。その内容について具体的にお答えください。

2点目として、各自主防災会との連携はもちろん大切ですが、当町は工業の町として町外より多くの方が働きに来ております。そこで、企業とも連携をとることにより、災害時の迅速な被害把握や対応が可能になると思われまます。また、企業が保有している物資や施設について、相互のスムーズな利用が可能になるのではないのでしょうか。このような仕組みを整えていくことは、今

後の町の課題だと考えますが、いかがでしょうか。

以上、質問といたします。

住民環境課長（竹内君） イの防災訓練についてお答えいたします。

去る8月29日、四ツ屋、戌久保地区を除く坂城地区を対象に、坂城小学校を主会場として町総合防災訓練を実施いたしましたところ、13地区の自主防災会の皆様及び地元消防団員並びに関係機関各位のご参加をいただき、災害などの有事に備え、有意義な訓練が実施できましたことをこの場をお借りして御礼申し上げます。

今回も昨年同様、一昨年の令和元年東日本台風の経験を踏まえ、千曲川の増水による浸水害や土砂災害を想定した訓練を実施いたしました。今回の訓練に反映させた点につきましては、令和元年東日本台風災害をはじめ近年の各地の災害時等においては、発令された避難情報の意味が正しく理解されておらず、逃げ遅れなど適切な避難行動につなげられなかったことなどの指摘を受け、今年5月20日に施行された改正災害対策基本法により、これまでの避難勧告が廃止され、避難指示に一本化されたこと。また、警戒レベル3相当の避難情報の名称が避難準備・高齢者等避難開始から高齢者等避難に変更されたことなどを反映した訓練を実施したところでございます。

実施した訓練の内容ですが、同報系防災行政無線の屋外スピーカーや戸別受信機からの一斉放送のほか、防災ウェブやすぐメール、ツイッターを利用して全町に訓練開始を複層的にお知らせする訓練から始まり、災害対策本部設置訓練、同報系防災行政無線による災害への注意喚起の放送、また、警戒レベル3及び警戒レベル4の避難情報の発令や千曲川浸水想定区域の状況及び土砂災害警戒区域が含まれている区域など、地域の実情に合わせた避難情報の伝達訓練を実施したところでございます。

また、同じく同報系防災行政無線により地区の自主防災会から区民の皆様へ地区別の情報伝達訓練も実施していただきました。さらに、移動系防災行政無線を利用した情報伝達訓練を実施し、各地区自主防災会から町災害対策本部へ被害情報や避難状況の報告、消防団による警戒、巡視、避難誘導指示などの情報伝達を行いました。

なお、移動系防災行政無線による情報伝達訓練に際しましては、事前に13地区の自主防災会を対象とした防災無線講習会を開催し、訓練で使用する無線機器の使用方法などを習得していただき、訓練はもとより有事に備えていただいたところでございます。

そのほか情報伝達訓練といたしましては、災害時に開設する無線LANを利用した災害時公衆無線LAN開設訓練を実施しました。これは、訓練会場になった坂城小学校をはじめ、町内の中核避難所13か所において、災害時に携帯電話などが無料でWi-Fiに接続することができるもので、避難者が災害時の情報収集や安否確認の連絡などを行うことができるものでございます。

また、信越総合通信局のご協力により臨時災害放送局開設訓練を実施いたしました。これは、

災害発生時に、臨時災害放送局を開設し、FMラジオ放送で災害情報等を放送するもので、有事に備え上田ケーブルビジョン様と町が締結している臨時放送局の開設に関する協定に基づくものでございます。

訓練の主会場となった坂城小学校体育館におきましては、新型コロナウイルス感染症に配慮した避難所運営訓練を実施し、自主防災会の皆様に避難所の設営や運営、段ボールベットやパーテーションの設営などを体験していただくとともに、このたび坂城小学校に供用を開始した「安心の蛇口」を活用した給水訓練、また、千曲坂城消防本部の指導によるAEDや三角巾を用いた応急手当訓練にもご参加いただきました。

消防団につきましては、土のう作りと改良土のう工法を習得する水防訓練と各分団の管轄区域の警戒、巡視、避難誘導訓練を実施いたしました。

防災訓練を実施しての課題はあったかのご質問でございますが、昨今の新型コロナウイルス感染状況によりまして、訓練の参加者を各地区の三役などに限定して実施したことにより、訓練に参加できなかった住民の皆様への防災意識の普及、高揚が十分であったかどうかという点が懸念される所ではございますが、広報や防災行政無線などによる普及啓発をはじめ、今後とも様々な機会を捉え、住民の皆様への防災意識の普及と高揚を図っていきたいと考えているところでございます。

次に、口の地域や企業との連携についてであります。

災害など有事の際に、被害を最小限にとどめるためには、国や県、町の対応、いわゆる公助だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しいため、自分の身は自分で守る自助とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組む共助が必要であり、これらが有機的につながることで被害の軽減を図ることができるものと考えているところでございます。

このうち地域において、共助の中核をなす組織である各地区の自主防災会は、地域防災力に必要な不可欠なものとして認識しているところでございます。

各自主防災会では、自分達の地域は自分達で守るという共助の精神に基づき、消火栓、防火水槽などの配置や所有する資機材等を掲載した防災マップの作成、高齢者など災害発生時の避難にあたって支援が必要な方を区が独自にリストアップし、いざというときに駆けつける担当を事前に決めておく「支え合いマップ」の作成、避難所表示看板や避難誘導看板の設置、防災資機材の整備など、地域住民の皆様が自主的に防災・減災に関する様々な活動を各地区の実情に合わせて創意工夫いただきながら取り組んでいただいております。

町といたしましても、災害に強い安心・安全の地域づくりのため、各区の区長さん方をはじめ、希望する地区に職員が出向いて、防災説明会を開始し、ハザードマップの見方や避難情報のポイント、避難情報発令のタイミングや要支援者の対応などの内容について説明をさせていただき、

また、町総合防災訓練では、実際に避難所開設訓練も行ったところでございます。

今後も引き続き消防署、消防団とも連携を図る中で各種訓練等の実施をはじめ、地域防災力の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、ご質問にございましたとおり、地域防災力の向上には、地元企業との連携も重要と考えているところであり、これまで町では町内の企業と災害時の導水路や橋などの応急復旧工事に関する協定や段ボールベッドなどの供給に関する協定をはじめ、町内外の関係団体や企業等との間で16の物資の供給などに関する応援、協力協定を締結し、有事に備えているところであります。

そのほかにも企業が持つ施設や資機材などは、救助活動や救援物資、避難などに役立てられると考えておるところから、日頃から企業との情報交換などをはじめ、今後さらに地域防災力の向上のため、地元企業との新たな連携について研究してまいりたいと考えております。

6番（大日向君） ただいま担当課長よりご答弁いただきました。

今回行われた防災訓練に参加し、その中で自助・共助ということがこれからは災害時における早期対応の要になってくると感じました。

現在、運営組織が各地区に任されておりますが、有事の際にスムーズに動ける人がどれだけいるのか、毎年各地区の担当者が変わってしまうためノウハウが蓄積されにくくなっております。重要な情報等も途切れてしまうことも考えられます。また、地区を越えて連携することが必要になるはずですが、そのような部分に対して配慮が必要だと感じました。課長の答弁の中にもございましたが、今後も検討課題の一つとしてぜひ取り上げていただきたいと思います。

企業との連携について、まず、町の取り組みを伝えて理解いただく。その上でたくさんの人を守るためにすべきことを協力し合い、関係を構築していただきたいと思います。

そこでなんですけれども、ちょっと1点再質問を行いたいと思います。

自主防災会のところなんですけれども、自主防災会が避難所を立ち上げた場合に、町としてどのような支援が行われるのでしょうか、質問いたします。

住民環境課長（竹内君） 自主防災会が立ち上げた避難所に対し、支援はどのように行われるかとの再質問にお答えいたします。

町では各地区の公民館や集会所など、応急避難所として指定しており、災害の発生が予想される場合や災害の発生状況によりまして、各地区の住民防災会へ応急避難所の開設を要請する場合や、各地区の自主防災会の自主的なご判断で開設していただく場合がございます。

こうした地域の応急避難所の開設に際し、大規模災害の発生時などは人的な面からも町の支援体制には限界があることから、地域の皆様のお力添えをいただくためにも、町としましては先ほどご説明申し上げましたとおり、町総合防災訓練や各地区での防災講習会を通じて、あらかじめ地域の皆様に避難所の開設や運営方法などについてお伝えしているところであり、今後とも自主防災会の取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えているところでございます。

なお、万が一、応急避難所を開設していただいた際は、町地域防災計画に基づき、食料品、飲料水、生活必需品等の供給活動を適切に実施してまいります。

6番（大日向君） 再質問、答弁いただきました。

支援を行う体制が一応構築されているということが分かりました。今後も各自主防災会に対して、どのような支援が必要となるか、聞き取り等を行い、万が一の有事に備えられるよう連携をお願いしたいと思います。

今回、2点について町にお伺いしました。1点目の新型コロナウイルスワクチン接種についてですが、今後の接種については様々な情報が錯綜しております。3回目の接種があるのか、現在は無料接種だが、いつまで無料の対象になるのかなど声を多々町民の方よりお聞きいたします。

適宜情報の収集を行うことはもちろんのこと、この世界情勢もアンテナを張り、正しい情報の発信をお願いしたいと思います。

また、接種の経過情報等、広報や町のホームページを使って定期的に掲載を行うことも考えていくべきではないのでしょうかとも思います。

2点目の防災については、災害が起こる前に縦だけではなくて、地域間の横の連携が迅速にとれるかということが災害発生時における被害最小化を導くと思います。

各自主防災会において、災害時に対する意識に違いがある。そのような意識の違いが有事の際に被害拡大を生む可能性があるため、意識の統一、共有を行える仕組みの確立に努めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前 9時36分～再開 午前 9時46分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、7番 玉川清史君の質問を許します。

7番（玉川君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

初めに、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種について。

イとして、接種について。

この質問は、町の肺炎球菌予防接種について、接種対象の方から自己負担金について、お話を伺ったことがきっかけであります。

肺炎について調べてみました。2019年の人口動態調査による厚生労働省公表の死亡数の原因順位を見ると、肺炎はがんなどの悪性新生物、心疾患、老衰、脳血管疾患に次いで5番目となっています。

肺炎の原因となる菌は、肺炎球菌が一番多く、肺炎での死亡者の約98%が65歳以上である

こと。肺炎以外にもこの肺炎球菌によって菌血症、敗血症、髄膜炎、中耳炎、副鼻腔炎などを起こすこともあるようです。

この肺炎球菌ワクチンには、小児肺炎球菌ワクチンと高齢者肺炎球菌ワクチンの2種類があって、高齢者肺炎球菌ワクチンは、90種類以上ある肺炎球菌のうち感染を起こすことが多い23種類に対する免疫を作るために不活化されたものであって、安全性の面で見ると、これらワクチンの接種は30年以上の歴史があるということで、安全で効果もあると確認されているということです。

そこで、1として、肺炎球菌ワクチンの接種状況はとして、過去5年間の接種対象者数と接種率についてお聞きします。

次に、予防接種法では2014年の10月、高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種を定期接種とする改定が行われて、さらに2019年から、さらに5年間継続されるようですけれども、2として、定期接種の対象となるのはどのような場合かについてお聞きします。

3として、免疫の持続のために任意接種にも補助できないかということですが、2019年の日本感染症学会の提言では、このワクチン効果という表現で症状を軽くする効果は、65歳以上で約40%以上、また、2014年から2017年の65歳以上の接種率が30%台であることが報告されていました。

30年以上の歴史から強い副反応を避けるために接種間隔をとることで安全性については、先ほども言いましたけれども、十分証明されているとの報告があります。

ワクチン接種は、当然、命と健康を守るために必要なわけでありましてけれども、接種による重症患者の減少というのは、高齢者の医療費削減にも有効であるともありました。

2014年の日本内科学会雑誌には、接種1年目の肺炎医療費の削減効果について、65歳以上のワクチン非接種グループの肺炎医療費の平均が1人当たり約14万円であったのに対して、接種したグループについては約8万3千円減少する5万7千円、75歳以上で見ると、接種していないグループが約20万円に対して接種したグループは14万8千円、約12万4千円減少したと報告されています。

安全であり、効果もあり、医療費の削減もできるのであれば、接種率を上げていくことが大切である、そう考えますので、以上お聞きします。

保健センター所長（竹内さん） 1、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種についてのご質問にお答えいたします。

町では伝染のおそれがある疾病の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法において定期接種とされている各種予防接種を実施しております。

定期接種は、接種対象となる疾病や接種年齢、回数等が詳細に定められており、さらに接種対象となる疾病により、麻疹、風しんや日本脳炎などのA類と、高齢者等のインフルエンザ及び肺

炎球菌感染症のB類に分類され、B類疾病については、個人の発病またはその重症化を防止し、あわせてこれによりその蔓延の予防に資することを目的として定期的に行う必要があるとされ、個人予防のための接種とされております。

B類疾病に係る予防接種の接種対象者には、接種を受ける努力義務はないとされており、ご質問の高齢者肺炎球菌ワクチンは、B類の定期接種とされております。

肺炎球菌は、主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあるもので、日常的に生じる成人の肺炎のうち、4分の1から3分の1は肺炎球菌が原因と考えられています。

町の高齢者肺炎球菌ワクチンの過去5年間の接種状況でございますが、平成28年度、対象人数1,086人、接種人数628人で、接種率57.8%、29年度対象人数1,173人、接種人数573人で、接種率48.8%、30年度対象人数1,191人、接種人数590人で、接種率49.5%、令和元年度対象人数564人、接種人数122人で、接種率21.6%、令和2年度対象人数561人、接種人数158人で、接種率28.2%でございます。

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種の対象となるのは、65歳の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で心臓等に一定程度の障がい等を有する方のうち、任意で接種を受けた場合も含め、過去に当該予防接種を受けたことのない方とされており、対象となる回数は1回で、接種費用につきましては定期接種の場合は、町では2千円の自己負担で接種を受けていただけます。

また、高齢者肺炎球菌ワクチンは、平成26年度から定期接種の対象となったもので、平成26年度から30年度までは65歳の方だけでなく、65歳以上の5歳刻みの節目年齢の方も特例的に対象とされ、さらに令和元年度から令和5年度までは、特例の期間が延長され、同じく、65歳以上の5歳刻みの節目年齢の方も対象とされております。

なお、令和6年度以降は、その年度に65歳になる方及び60歳から65歳未満の心臓等に一定程度の障がい等を有する方などが定期接種の対象とされる予定となっております。

先ほど申し上げました過去の接種率につきまして、令和元年度から接種対象者及び接種率が大きく減少しているのは、接種対象の特例が延長された期間となっているためでございます。

定期接種の対象となるのは1回ですが、高齢者肺炎球菌ワクチンの効果は、一度接種をすることで免疫が生涯持続するものではないため、おおむね5年程度を経過し、医師が必要と判断した場合には、希望により再度接種をしていただくこととなり、この場合は全額自己負担となります。

なお、令和5年度まで特例的に定期接種の対象とされている65歳以上の5歳刻みの節目年齢の方につきましても、節目年齢に該当する年度以外の年に接種を受ける場合は任意接種となります。

任意接種にも補助ができないかのご質問ですが、この高齢者肺炎球菌ワクチンは、定期接種となってから比較的日子が浅いため、接種率を見ると、まだ十分に認知されていないことも考えら

れます。高齢者肺炎球菌ワクチンは、定期接種においてB類疾病とされていることから、法令上、勧奨の必要性は課されておきませんが、まずは、現在、定期接種の対象となっている方への周知を行い、接種をしていただくことが必要ではないかと考えるところでございます。

7番（玉川君） 積極的に勧奨をして、接種率を上げていかれるというようなお話でしたが、目標とする接種率というのはどれくらいを目標とされているのか。

それと、2千円、個人の負担で出しているんですが、1人当たり補助額とすれば、どれくらいになっているのでしょうか。

以上、お聞きします。

保健センター所長（竹内さん） 再質問にお答えいたします。

定期接種の接種率でございますが、高齢者肺炎球菌の接種率の目標値というのは特に定めてはございません。なるべく受けていただくように勧奨というか、周知をしていくということで考えてございます。

また、2千円ですけれども、2千円を受けていただく方にご負担いただきまして、残りの分は町がお支払いをしているという形になりますので、個人の方には2千円をご負担いただいているということでございます。

個人のご負担いただいている金額としましては2千円です、町のほうでは5,700円を補助しているというか、支払っているという形になっております。

7番（玉川君） 一緒に聞けばよかったですけど、すみません。基本的なことなんですけど、この5,700円というのは、財源とすれば町の財源ということよろしいでしょうか。

保健センター所長（竹内さん） 定期の予防接種でございますので、財源としましては町になりますけれども、普通交付税のほうで交付税が来るということでございます。

7番（玉川君） 調べている中で、任意接種にもということを考えてんですけれども、その効果、予防効果ということを見ると、この今定期接種の対象になっています一般的に言われているニューモバックスという、この製品にだけでなく、これを2回連続とか3回目とかじゃなくて、プレベナーという子どもさんが打つようなものなんですけど、これとの併用というのかなり効果があるというような研究結果も出ているようなので、それについても、そのプレベナー、ちょっと高いらしいんですが、についてもちょっと補助のほうの検討の対象にさせていただきたいな。これは、要望であります。

続きまして、2の医療費助成の対象拡大についてです。

12月の議会でも質問しておりますけれども、坂城町の福祉医療の案内を確認すると、精神障がい者の精神科入院についてだけ補助がありません。しかし、精神科入院以外では、手帳の1級から3級及び自立支援医療受給者全てについて所得制限なしで通院、入院を対象として県の助成対象を大幅に拡充して、町単独の事業として実施しております。

それだけに精神障がいのある家族を自宅で介護するために、1日中目が離せず、緊張した状態で生計を支えるための仕事にも支障を来たしながら家族介護をしている方の窮状を救うために、精神科入院補助の早期の実現を期待して質問します。

イとして、精神障害者福祉手帳、自立支援医療（通院）受給者について。

1として、受給対象になる人数は。

現行の受給基準、所得制限なし、等級制限なし。この基準で試算した場合の対象となる人数、これはどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

2として、12月のところで答えていただきましたが、研究課題との回答だったこの精神科入院適用、これについての進展について伺います。

近隣の自治体では、生坂村や麻績村、長和町と、小さな自治体でも頑張っていて、こういったものを進めております。その後の長野県県内自治体の動向はどうでしょうか、お願いします。

福祉健康課長（伊達君） 2のご質問として、医療費助成の対象拡大、精神障害者福祉手帳、自立支援医療受給者についてのご質問をいただきました。順次、お答えをいたします。

初めに、受給対象となる人数についてでございますけれども、現行基準に照らしてということでございますので、ご質問でもございましたけれども、まず、現行基準について申し上げたいと思います。

精神障がいの方に対する町福祉医療の現行の対象基準でございますけれども、等級につきましては、精神障害者保健福祉手帳の全ての等級となる1級から3級及び自立支援医療受給者証をお持ちの方が対象ということで、受給者本人と扶養義務者への所得要件は設けてございません。

また、対象となる医療につきましては、全診療科の通院と精神科を除く入院ということで、県の補助対象を大幅に拡充して町の単独事業として実施をしているという状況でございます。

このうち福祉医療の受給者証につきましては、申請をされた方に交付をしております、本年9月1日時点の交付者数でございますけれども、精神障害者保健福祉手帳1級の方が46人、2級の方が49人、3級の方が9人の、これは合計104人になります。これに加えまして、自立支援医療受給者77人ということで、総合計181人でございます、助成対象を現行基準のまま拡充した場合は、少なくともこの交付者数が対象者数ということになると考えられるところでございます。

次に、精神科入院適用について進展はということでございます。

まず、県の動向でございますけれども、県では福祉医療費補助金交付要綱というものを持っておりまして、その要綱に基づき精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方のうち、特別障害者手当に準拠した所得要件に該当する方の通院、それと、2級の交付を受けている方のうち、所得税が非課税となっている方の自立支援医療の精神通院医療のみが対象となっていたというところでございましたが、今年の8月1日から2級交付者の助成対象が全診療科の通院に拡大をさ

れたということでございます。

これに基づきまして、令和3年4月から8月の支給実績で試算をいたしますと、県の拡充による町の負担軽減の推計は、年間で約70万円ということでございます。精神障がい者医療の助成、町の助成全体額に比較すると、それほど大きな軽減にはならないかなと予測をしているところでもございます。

次に、県内の自治体の動向でございます。

本年4月1日時点で精神障害者保健福祉手帳交付者の精神科入院を福祉医療費の給付対象としている自治体、これについては昨年度より1自治体増の37市町村、対象としていない自治体は40市町村ということでございます。

給付対象としている自治体では、それぞれ手帳の等級ですとか、所得による制限を設けるなど対象範囲については、それぞれ様々ということもございますけれども、今年度増加した1つの自治体でございますが、この自治体については、所得制限に加えまして、自己負担額の2分の1は受給者にご負担をいただくということで実施をしているようでございます。

当町の検討状況ということもございますけれども、まず、精神科に入院している方の正確な数ですとか入院期間は、なかなかちょっと把握がしにくいという状況ではございますけれども、現行の対象基準を適用した場合は、全額が町の一般財源となります。これは、相当な財政負担が予想されるということを考えますと、制度の持続性の観点からも制度を導入するにあたっては、等級や所得に現行とは別の基準を設ける必要があるとも考えてございます。

一方、別の基準を設けた場合は、同じ制度の中に複数の基準が混在するということになりますので、事務処理も当然ながら複雑になりますし、システム面での対応にも課題が残るところでございます。

現時点におきましては、町の財政状況を考慮する中で、福祉医療費の対象拡大による方法とあわせ、例えば、助成金ですとか一時金といったような別の形での可能性も視野に入れながら引き続き検討しているという状況でございます。

7番（玉川君） 前回よりは、少し進んだご回答をいただきましたのでよかったかなと思いますが、その対象者や当事者と直接お会いして、人数の把握まではいかないかもしれないけれども、どれくらい大変だということを確認していただいて、そちら側のほうの事務処理とかというようなことをおっしゃらずに、そちらの本当に困っている方のほうの意見を聞いて立ってもらいたいということなんです。実は、昨年12月の末に、同じ答えになっちゃうかと思っておりますけれども、12月の末にひまわり会が町長に要望書を直接届けました。当事者は、町長が一生懸命聞いてくれたということでもって大変期待をしていたようです。その要望について、今も課長が少し進展したお話いただきましたけれども、町長がどういうふうにお考えになるか、ぜひお話を伺えればと思います。

町長（山村君） 今、玉川さんからお話伺いましたけれども、今、伊達課長が申しあげましたように、今、真剣に取り組んでおまして、こういう福祉制度というのを一旦決めますと、なかなかそれは変えたり、やめたりというの難しゅうございますので、坂城町にとって最適な方法は何かというを今十分検討しておりますので、内容が決まりましたら、なるべく速やかに実施していきたいと思っております。昨年、そういう要望も受けましたので、それも含めて今検討しているというところでございます。

以上です。

7番（玉川君） 会のほうとすれば、あれが最初の一步ということでもって、これからもできるだけ顔を覚えていただけるように頑張るような感じではありますので、よろしくお願ひします。

次は、3の民生委員についてということなんですが、これも前回の6月の議会で同僚議員への回答の中で、改正災害対策基本法によって要支援者名簿、これを、避難行動要支援者名簿として作成をし、自主防災組織、関係団体等に提供している、6月の14日時点で10の自主防災課に提供しているとありました。

自分の前の同僚議員も質問をしておりましたけれども、この自主防災会と町の連携というのは、大変重要なのということもおっしゃっておりました。

改正災害対策基本法では、個別避難計画として、今後5年間でこの避難行動要支援者名簿や、その各区にあるもともと組織、もともと独自につくっている支援者名簿というものもあるでしょうが、そういった名簿と一緒にして、それぞれの地区において一番やりやすい、有効であるような方法、こういったものをつくって、要支援者の担当者、特に、災害の場合の割当、こういったものを決めることになると思いますけれども、その中でも民生委員さんについては、私が、お話をお聞きした範囲であっても、平時に十数人、担当をされていると。そういうことを考えますと、自主防災会などと協力している体制が整っていない場合、この前の19号台風みたいなときでも災害時にはそれぞれ自分の受け持ちにあんまりひどいときは外に出ない、自分の身が第一ということですが、電話で安否確認するとか、そういったことをしなければいけないということで、非常時に大変なときに十数人、多い人では20人、30人といらっしゃるみたいなんですが、そういう方に対して活動を1人でしなければいけないということになると思いますが、この場合、ですから、本来だったらこの避難計画ができて、自主防災会が中心になってつくって、名簿の振り分けするのが理想なんですが、それができていない。そういった現在の場合、今時点の場合の災害時の民生委員さん、この方の活動について。

イの避難行動要支援者の支援について。

1の災害時に民生委員が行う避難行動要支援者に対する活動内容としてお聞きをしたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 3、民生委員について、避難行動要請者の支援ということのご質問にお

答えをいたします。

災害時に民生委員が行う避難行動要支援者に対する活動内容ということにつきましては、平成31年3月に改定をされました全国民生委員児童委員連合会による災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針及びこの指針のポイントをまとめた「災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック」において、災害時に備える民生委員さん、児童委員さんの活動の基本的な考え方が示されております。

これらにつきましては、東日本大震災で避難支援にあたった多くの民生委員が犠牲になったことをはじめ、これまでの災害を教訓として作成をされているもので、まずは災害が起こったとき、発災時には民生委員自身も被災者であり、自分自身と家族の安全確保が最優先ということが挙げられてございます。

また、災害時でも自分だけは大丈夫と思ってしまう心理的な要因や避難指示が出て避難するか迷うことが避難の遅れにつながり、大きな被害をもたらすということになってしまいますので、近隣の住民の方と声を掛け合いながら、民生委員自ら避難を開始することでほかの人も一緒に避難を開始するといった率先避難をすることも挙げられております。

このほか自らの安否を民生児童委員協議会の地区会長等、ほかの仲間に連絡をする、お互いの安否確認をするということと、自らの安全確保を前提とした安否確認活動、それと、発災後、ある程度時間が経過して避難場が設置された場合には、支援の必要性の高い避難者や在宅避難者など、必要な人に必要な支援が届くよう関係機関につなぐことなどが主な活動とされております。そこに民生委員さん、それぞれの経験に基づいた必要性な支援が加わって活動が行われると認識をしているところでございます。

あわせて、この指針の中では、基本的な考え方として、これは重大な考え方の一つということでもありますけれども、平常時の取り組みこそが重要と示されており、災害時だけでなく日頃から自主防災組織等の地域の皆さんとの連携を図っていただくことが大切だということが、そんなことを考えているところでございます。

町におきましても、昨年度から区長さん方を対象とした防災説明会を開催しておりますけれども、その中で避難行動要支援者名簿の提供に関する説明とあわせて、各自主防災組織と民生委員さんの連携についても改めてお願いをしているところで、平時からの連携を深めていただく中で、地域に合ったよりよい支援体制を築いていただきたいと考えているところでございます。

7番（玉川君） 何人かの区長さん、民生委員さんから、現役のですね、避難行動要支援者に対する独自の支援体制を既に確立しているというお話や、また逆にこれから立ち上げていくというお話、民生委員さんからは、できれば区長さんとお話をしたいというようなお話。支援者間の連携と役割分担が大変重要だと考えているということは、自主防災会、区長さん、民生委員さん、両方に共通するご意見でした。

一方で、先ほども出ました町が作成しています避難行動要支援者のこの名簿、これについて積極的に利用するのはどうだろう。個人情報の保護、これの扱いということに多少、壁を感じているんだよというような正直なお声も聞きました。自主防災会においても、それぞれによってこの扱いに温度差があると感じます。

今年の、先ほども言いましたけれども、今年の6月時点では、その避難行動要支援者名簿、受け取った自主防災会は10だというようなお話がありましたが、その後、この数は、受け取った数は増えたのでしょうか。まだ、6月から何か月かたっていませんけれども、どうでしょうか。

また、数が増えていたとしても、それほど増えていない場合、全部で27やってくれればいいのかもかもしれませんが、その点について、またどうやって理解を深めていったかというようなことで増やしていく方法ですね。それについて再質問させていただきます。

福祉健康課長（伊達君） 避難行動要支援者名簿の自主防災組織の提供数ということでございますけれども、現時点では、6月時点では10とお答えしたということでありましてけれども、現時点では13になってございます。

先ほどのご答弁の中で申し上げましたけれども、区長さん方への防災説明会を開催しておりますけれども、これまでは、どちらかという、名簿情報、名簿の取扱いをこれメインにお話をしてきました。そこに加えて、先ほど言いました民生委員さんの関係と、あと今年度、災害対策基本法は改正されたという部分もございました。あわせて個別避難計画のお話などもさせていただいている中で、区長さん方にも徐々にご理解をいただいて、提供を受けていただける地区が増えてきているというふうに認識をしているところでございます。

7番（玉川君） 自主防災会や地元のそれぞれ個人、こういった皆さんとの連携や役割分担というのが、私が聞いた限りの民生委員さんからの切実な要望であります。できるだけ早く実現できるように、町もさらに力を尽くして行ってほしいと思います。

最後になります。

4番目の農作物の鳥獣被害についてですが、イの被害状況と対策について。

これまでの対策と駆除数などの効果はということですが、ハクビシンなどに加えて、今年はカラスなどの鳥によるブドウ被害が例年になく増加しているという相談がありました。現地訪ねてお話を伺いましたけれども、考えられる限りの個人でできる対策はしていますと。被害は減らない。有害鳥獣、特にカラス、これの数の増加に追いついていけないというお話でした。

それじゃ耕作者同士の情報交換というのはどうなのって伺ったんですが、坂城町は様々な地形環境であり、それぞれに合ったやり方があるということで、余り参考にならないということで、お話はされていないようでありましたが、そういった町内のそれぞれの状況を取りまとめて有効な対策をとれるように情報を町がやっていただければと思いました。

以上のようなことで有害鳥獣対策としてのこれまでの実績について、ひとつ伺います。

2として、防護柵、これ村上地区でやっていますが、やりましたが、防護柵などがこれから延伸されるということも考えられますけれども、今後の被害対策はどうでしょうか。

山から出てくる対策としては、先ほどの村上地区で行ったような防護柵、効果があると思えますけれども、今までの対策では対応がとりがたいのでしょうか。既に里に営巣しているような動物やカラス、空から来る鳥類への対策について。鳥獣の被害、多いので、この個体数減らすための対策も含めて、町の鳥獣被害の防止計画などによる考えを伺いたいと思います。

町長（山村君） ただいま玉川議員さんから4番目の質問としまして、農作物の鳥獣被害について、イ、被害状況と対策についてということでご質問ございました。

当町の有害鳥獣対策につきましては、出没状況や周辺環境に応じて捕獲、防除、環境整備を組み合わせた総合的な対策を行っております。

また、対策は町のみで行うのではなく、町の猟友会ですとか、地元の自治区、農家の方々など、町民の皆様にご協力をいただいて、地域が一体となって進めてきておるわけであります。

まず、捕獲対策におきましては、鳥獣被害対策実施隊として、町猟友会に年間を通じて、おりやわな、銃による駆除を委託しているほか、地元自治区などと猟友会、町が協力して有害鳥獣の駆除を行う集落捕獲隊による駆除も行っております。

鳥獣被害対策実施隊では、地域の皆様から目撃情報や被害情報があった際に、町職員とともに出没状況や被害状況を確認し、銃による駆除や、おりやわなの設置を行っているほか、周辺に有害鳥獣を呼び寄せるものがないか確認するなど環境整備の指導も行っております。

一方、集落捕獲隊は、地元区の被害状況などによりまして、猟友会が、おりやわなを設置し、地域住民がパトロールを行い、有害獣がわななどにかかった場合には、役場に通報し、猟友会と職員が協力して駆除するものであります。

昨年は3地区で実施しておりまして、ニホンジカ1頭、イノシシ4頭、アナグマ1頭、タヌキ1頭、熊3頭を駆除いたしました。

この集落捕獲隊の取り組みにつきましては、行政協力委員会におきまして事業内容を説明させていただき、獣被害に苦慮されておられる地域での活用を促しているところであります。

次に、防除対策につきましては、地域住民の皆様にご協力をいただき、山沿いへの侵入防止柵の設置を推進しているわけであります。

侵入防止柵は、山と人の生活圏とを広域的に隔てることにより、有害獣の侵入を防ぎ、農業生産の安定や住民生活を守ることを目的としまして、平成25年度に上平区で設置が開始され、小網区、網掛区へと続き、村上地区全体で約10キロにわたる設置が昨年度完成いたしました。今年度からは、南条地区の入横尾区において設置が実施される予定であります。

侵入防止柵が設置された地区では、農地や人家付近での有害獣の出没が減少し、地域の皆様からは十分に効果があったとの声をお聞きしております。

防除対策では、このほかにもおのおのの農家で行う対策にも支援をしております、電気柵やワイヤーメッシュなどの防護柵設置における購入費の補助を行い、農業被害の軽減を図っているところでもあります。

3つ目の環境整備につきましては、捕獲、防除と併せて行う重要な対策であります。残渣や収穫されないで残っている果実などは、有害鳥獣を呼び寄せるきっかけとなり、また、耕作放棄地や荒れた山林などは、鳥獣のすみかとなってしまいます。

農地の適正な管理や里山の森林整備は、重要な鳥獣被害対策であることから、町では鳥獣被害を減らすという観点からも、耕作放棄地の解消に係る費用の一部を助成するとともに、里山地域での有害鳥獣の発生源となり得る森林がないかパトロールを行っているところでもあります。

このような対策を実施する中で、有害鳥獣の駆除数と効果であります。猟友会による駆除実績で申し上げますと、一昨年の令和元年は、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシンなど合わせて126頭を駆除いたしました。昨年は、ニホンジカ、イノシシなど合計121頭を駆除いたしました。前年と比べ駆除数は若干減少しております。

また、農家からの被害報告による現地調査と猟友会からの聞き取りや、捕獲実績により、被害額を算定した農作物被害額の推移を見ますと、直近の3か年では、平成30年度が751万5千円、令和元年度660万3千円、令和2年度530万6千円と被害額が減少しております。

被害額が減少したのは、捕獲と防除、環境整備による総合的な対策の効果だと考えられますが、特に、村上地区での侵入防止柵の設置や農業者個人による防除効果が大きいものと考えております。

続きまして、今後の被害対策についてでございます。

これまで取り組んできました侵入防止柵の設置につきましては、農地や人家付近への有害獣の侵入防止効果が高いことから、今後も南条地区での設置を予定しております。今年度から入横尾区で設置が始まりますので、その延伸に向けて金井区、新地区、鼠区への協力依頼を行ってまいりたいと考えております。

また、農業者が行う防除対策の支援も重要な対策となりますので、引き続き支援をしてまいります。

環境整備につきましても、人と動物の生活のすみ分けを明確にさせるため、耕作放棄地の解消に向けた取り組みへの支援、また、里山整備への理解を図るために地域への学習会などを行い、有害鳥獣を寄せつけない対策を行ってまいります。

一方、捕獲対策の主となる猟友会は、高齢化等で会員数が減少傾向にあることから、会員確保に向けた広報活動を進めるとともに、資格を取得する際の試験の受験手数料や講習会のテキスト代の補助について広く周知するなど、一人でも多くの方に狩猟免許を取得していただき、有害鳥獣駆除の推進につなげてまいりたいと考えております。

また、最近ではカラスなど鳥類による被害の報告も増加しつつありますので、有効な対策について、JAですとか、猟友会など関係団体などとも検討してまいります。個々の農家の防除対策も重要となりますので、その対策についても支援してまいりたいと考えているところであります。

今後も猟友会や地域の皆様のご協力をいただく中で、捕獲、防除、環境整備を対策の軸に、有害鳥獣被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 防護柵についてなんですが、これについて、これから入横尾区、南条と鼠と行くということなんですけれども、このような実際の工事の流れというか、工事をするにあたって、資材と工事をする人間の手配とかというのは、実際にはどのような形になるのでしょうか。

それと、できた後のその村上区が完成しているんですが、できた後の維持の管理、これについても少し説明をいただきたい、そういうふうに思います。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

まず、侵入防止柵の設置については、まず国から交付金が県に交付をされまして、県においては県内各地の状況や要望に応じて配分額を決定して、各市町村における実績に応じて交付されるという形でお金の流れはなっております。

実際に、この交付金につきましては、国の交付要綱におきまして、鳥獣被害防止施設について、農家や地域住民などによる参加型の直営施工により整備する場合に資材費を交付するということとされております。このことから、資材費については、国の交付金を使って町から供給をさせていただいております。

施工につきましては、各地区で有害鳥獣対策の協議会を組織していただいて、そちらの協議会において施工をしていただいている状況でございます。

それから、設置後の維持管理でございますけれども、こちらについては、資材費については、町のほうから供給をさせていただいて、その維持管理に基づく施工については、地元で組織されている協議会で行っていただくこととしております。

7番（玉川君） よく分かりました。

猟友会についてなんですが、これ猟友会、人手不足であるということと、それと、資格を取るための補助があって、町が支えてくれているというようなことの周知が若干不足しているのだなというところを感じました。

町の職員さんの中で、そういった資格を取るとか、個人の考え方もあるだろうから難しいかもしれませんが、まず、町の職員さんでもって猟友会のメンバーになるというようなこともひとつ一般の方にアピールできる点ではないかなと思うんですが。

それと、耕作放棄地や空き地などの除草の管理、柵の設置、先ほどの猟友会などの駆除、見回り、いずれも町民の皆さんの、ご近所の皆さんの理解と協力があってこそであります。現状の周

知、これと協力者の確保、これの努力をより一層町のほうとして続けてほしいとお願いしまして、質問終わらせていただきます。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時40分～再開 午前10時50分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、4番 柗津明子さん。

4番（柗津さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

1、孤独・孤立について。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、私達の日常生活における孤独感、孤立感の高まりは深刻です。国立成育医療研究センターの調べによりますと、コロナ禍の影響について子育て中の保護者に尋ねたところ、母親の6割が子育てについて気軽に話せる相手や機会が減ったと答え、また欲しい支援のトップは小さな愚痴や不満を気軽におしゃべりできる場だそうです。

令和3年版の高齢社会白書を見ますと、各国の60歳以上の人に家族以外で互いに相談し合う人や、病気のときに助け合う親しい友人がいるか尋ねたところ、いずれもないと回答した割合は高い順に日本は31.3%、アメリカ14.2%、ドイツ13.5%、スウェーデン9.9%と、日本がダントツとなっています。

少子高齢化や核家族化で、人間関係の希薄化が問題となっている中、地縁や血縁などに基づく社会的つながりも弱まっています。地域の町内会活動やコミュニティの在り方も地域ごとにばらつきが見られ、社会から望まれない形で孤独や孤立する人々が増えている現状もあります。

感染を恐れて外出を自粛し、家に閉じこもりがちになってしまったご高齢の方々、妊婦、大学がオンライン授業になり他人と話す機会が減った若者など、まさに新型コロナウイルス感染拡大による社会変化は、孤独や孤立という問題を社会全体の問題として大きく成長させてしまっています。

今年の2月に日本政府は、孤独・孤立対策担当室を内閣官房に設置しました。内閣官房が発表している孤独・孤立対策の緊急支援策を見ますと、厚生労働省をはじめとする6府省を横断する新しい支援策が盛り込まれています。

フードバンクや子ども食堂、子どもの居場所を提供する団体、生活困窮者への支援団体、居住と就労等を交えた自立支援を行う団体等、NPOやその他任意団体への大幅な支援の拡充により、孤独や孤立に悩まれている方への活動に対し、国を挙げて支援しようという姿勢が読み取られます。こうした状況の中、坂城町としてできる様々な取組を担当課を横断し幅広く実践していくことが必要であるかと考えます。

そこで、2点お伺いします。イとして乳幼児の親への対応で、今まで乳幼児の親から孤独・孤

立について相談はあったのでしょうか。そして、現在の対応と今後どのような取り組みをしているのでしょうか。ロとして高齢者への対応で、今まで高齢者から孤独・孤立についての相談はあったのでしょうか。そして、現在の対応と今後どのように取り組んでいくのでしょうか。ご見解をお尋ねいたします。

保健センター所長（竹内さん） 1、孤独・孤立について、イ、乳幼児の親への対応についてにお答えいたします。

町では、4月から保健センターと子育て支援センターにおいて子育て世代包括支援センター事業を開始し、保健師や家庭児童相談員などの専門職が相談に応じ、これまでも実施しておりました妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制をより充実したところでございます。

これまでのところ、孤独・孤立といった問題につきまして乳幼児の保護者からの相談はない状況でございますが、子育てに関する悩みや相談には、妊娠期、出産期、子育て期のそれぞれの期間において対応をしております。

まず妊娠期には、母子健康手帳交付の際に保健師が全ての妊婦と面談し、不安なことがないかなどをお聞きし、希望される方には「ハッピーベビー教室」において妊娠中の母体と胎児の健康増進のための学習を行っているほか、保健師が自宅を訪問し、個別相談や保健指導を行う妊婦健康相談を実施しております。

出産期には、出産後自宅を訪問し、乳児の身体や精神発達面の保健指導や育児に関する相談などを行う乳児訪問のほか、医療機関に委託しての産婦健診を実施しております。

子育て期につきましては、乳幼児健診等において子どもさんの成長や発達を一緒に確認し、育児のアドバイスなどを行うほか、管理栄養士による離乳食の進め方や臨床心理士などによる発達相談などにより、様々な相談に応じております。

このほか乳幼児健診等において、継続して支援が必要と思われる子どもさんに対しては、希望される方に保健指導、栄養指導、体重測定を毎月行う「すこやか相談」のほか、集団での子どもさん同士の活動を通じて親子関係を豊かにし、幼児の発達を促すための「親子はぐはぐ教室」を開催しているほか、電話による相談を随時受けて保健師、管理栄養士が個別で相談に応じたり、希望に応じて自宅を訪問するなどの支援を行っております。

また、子育て支援センターとも情報を共有し、必要に応じ支援会議を開催し関係機関が連携して支援をするなど、保護者が誰かに相談できずに一人で悩んだりすることのないよう取り組みを行っているところでございます。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、ロの高齢者への対応についてお答えをいたします。

ひとり暮らしの高齢者が増加する中、高齢者の孤独や孤立への対策は大きな課題であると捉えております。3年ごとに策定をしております介護保険事業計画等の基礎資料となる高齢者等実態調査において、令和元年度の調査では回答者のうちひとり暮らし高齢者の割合が20.2%で、

3年前平成28年度調査から3ポイント増加となっております。全数調査ではございませんので参考値ということでありますけれども、ひとり暮らし高齢者の増加傾向が伺えると考えているところでございます。

高齢者の孤独・孤立の1つの対策としまして、町ではひとり暮らしに不安のある高齢者の方を中心に、任意でひとり暮らし高齢者台帳への登録をお勧めしております。登録者には定期的に民生委員が訪問するほか、高齢者訪問指導事業を社会福祉協議会に委託し、看護師等が定期訪問しながら体調確認や相談に応じており、訪問の中で課題がある場合などは地域包括支援センターや担当のケアマネジャーも積極的に介入し、対応しているところでございます。

昨年来の新型コロナウイルス感染拡大により、町や社協の事業のほか地域で集まる機会も減少し、高齢者の孤独や孤立への懸念が一層強まる中ではありますが、町ではひとり暮らしの高齢者宅への訪問について、電話での体調確認や感染防止策を講じた上で継続するなどの対応をとっているところでございます。

また、介護保険サービスを利用している方については、感染防止策を徹底した上で基本的に従来どおりのサービス提供をするとともに、特にひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯の方については担当のケアマネジャー、あるいはサービス提供事業所と地域包括支援センターが必要に応じて情報交換を行うこととしております。

孤独や孤立に関するご相談につきましてはご家族からが多く、内容としましては家にこもりがちになることによる認知症の進行を心配するものが主でございます。そうしたご相談があった際には地域包括支援センターが窓口となり、町社会福祉協議会、医療機関、介護保険事業所等と連携して適切な医療・介護・福祉のサービスにつなげることで要介護状態の進行抑制に努めるとともに、孤独や孤立の防止を図っているところでございます。

このほかひとり暮らし等の高齢者に対するサービスでも、高齢者の安心・安全を支えるとともに孤立の防止にもつながっているものと考えております。例えば、配食サービスにおきましては、昼食をお届けすることで栄養管理を行うだけでなく、配送時の声かけによる安否確認で孤立感の軽減につながっているとも考えております。

また、水道メーターを活用した見守りシステムでは、システムの利用をきっかけとしてご家族と連絡を取る機会が増えたといった声もいただいております。遠くに住んでいるご家族等とのつながりを感じずる機会にもなっているものと考えてございます。

今年度機器の更新を行っております緊急通報システム、通称「あんしん電話」でございますけれども、こちらにつきましても緊急時の連絡通報体制を整えることで、不安の軽減とともに孤立感・孤独感の軽減にも寄与するものと考えているところで、現在大変多くの方から新規の申込みをいただいているという状況でございます。町といたしましては、今後も様々な施策を通じて高齢者の孤独・孤立の防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

4番（衞津さん） 担当課よりご答弁いただきました。

まず、実効性のある孤独・孤立の対策としてちゃんとした指標を作り、定期的の実態を調査し把握することが大切です。そして、一番の課題は、行政の申請の壁をどう解決するかだと思います。

基本的に、行政のサービスは現金給付や現物給付を利用する際申請が必要です。そのため、自分で可能な制度の情報を収集し申請することが前提となっています。しかし、それらが難しい人にとってこの制度があっても活用できないのが現状ではないでしょうか。どのような場合にサポートしてくれる制度があり、条件はどのようなものでどこでどのように手続をとればよいのかを、町民に分かりやすくアクセスしやすいように周知することが行政機関の義務です。ぜひその点について特にお願いしたいと思います。

次に、不登校児童・生徒の支援について。全国の不登校児童生徒数の推移について、文部科学省の資料によりますと令和元年度で小中学校における不登校児童生徒数は18万1,272人、前年度16万4,528人であり千人当たりの不登校児童生徒数は18.8人、前年度16.9人、千人当たりの不登校児童生徒数は平成10年度以降最多となっています。

文部科学省は不登校について、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席したもののうち病気や経済的な理由によるものを除いたもの」と定義しています。

しかし、実際には不登校には含まれないが、学校に行きづらい児童生徒はもっと多いのではないかと考えます。また、その要因は多岐にわたり、児童生徒一人一人が抱える心の悩みは計り知れないものがあります。国においては、2017年教育機会確保法が施行され、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることなどがうたわれています。

実際の現場で保護者の声を聞くと、不登校の原因は調べているのか、調査対象は学校側なのか、当事者なのか、家庭なのか、教育機会確保法がそもそも現場の教職員に対し周知・学習を継続してやっているのか、子ども達の安全を守る先生の働き方改革も重要ではないか、子どもの減少とともに減らされている教育予算でよいのか、子どもの数が減っているのに不登校児童生徒数が増えていることについてどう考えているのか、子どもが毎日どこでどのように過ごしているのかしつかり把握してほしいなどの声があります。改めて、児童生徒はもとより保護者の孤独・孤立も防ぎ、安心できる居場所づくりや教育機会確保法を踏まえたきめ細かい支援が重要であると考えます。

そこでイとして、不登校児童生徒の現状についてまず2点お伺いします。

1点目として、全国的に学校に通えない子ども達が増えています。坂城町の現状と課題は何でしょうか。2点目として、学校現場では子どもと向き合う時間をどうつくっているのでしょうか。

次にロとして、教育機会確保法について。教育機会確保法のポイントは3つあります。1つ目は、休む必要性を認めていること、2つ目は、子どもが学習できる状況になったときには学校以外で学ぶことも重要であると認めていること、3つ目は、行政とフリースクールや民間の団体などの連携が重要であることを認めています。

そこで2点お伺いします。1点目として、教育機会確保法ができたことで何が変わったのでしょうか。2点目として、学校に行けない子ども達は日々どのように過ごし、家族と子どもの心のケアをどのように行っているのでしょうか。

次にハとして、児童・生徒に対応した学習環境の整備、安心できる居場所の確保について。教育機会確保法第13条では、国及び地方公共団体は不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性を鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言、その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする」と記されています。つまり、一人一人に合った学習環境を確保することの重要性が明記されています。

現在、9月3日から12日まで長野県は命と暮らしを救う集中対策期間です。坂城町の話ではありませんが、感染が拡大している地域では自主休校している児童生徒に対してオンライン授業をしている学校もあると聞きますが、なぜ不登校の児童生徒にはオンライン授業をしないのかを私は疑問に思います。

そこで1点お伺いします。学校に行けない子ども達の安心できる居場所の確保や、不登校児童生徒が民間の教育施設等に通うなどの取り組みがなされていますが、町は児童生徒の学びの保障についてどのように考えているのでしょうか。ご見解をお尋ねします。

町長（山村君） ただいま祢津議員さんから2番目としまして、不登校児童・生徒の支援についてということでイロハとご質問ございました。私からは全体的なことをお答え申し上げまして、個々の詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

今お話もありましたが、不登校児童生徒につきましては全国及び長野県におきましても増加傾向にある状況でございます。当町の小中学校の児童生徒の不登校の状況につきましては、国及び県の在籍比率と比べましても少ない状況であり、年によって人数の増減はございますがここ数年は横ばい傾向が続いているという状況であります。

これまで当町では様々な取り組みを行ってまいりましたが、校長会や教頭会で配慮を要する児童生徒の状況を共有し、支援情報をつなげていく取り組みとともに、子ども支援室を設置したことにより保育園、幼稚園からの支援情報も共有、引継ぎ等を行うことで、学校における集団生活等に対する不適応を少なくしていくことにも積極的に取り組んでおり、一定の成果を上げているというところでございます。

また、学校現場での子どもと向き合う時間の確保として、今年度からGIGAスクール構想における児童生徒1人1台端末の運用が始まり、端末の操作にも慣れてきたことから、教材の準備や授業評価の時間短縮につながるとともに、端末を通して児童生徒の考えなど一斉に共有できるようになったということで、児童生徒と教職員の距離が近くなったという感想も聞かれ、子どもと関わる方法も多様化されたことにより、その一翼を担うものと考えているところでございます。

次に、児童生徒に対応した学習環境の整備についてでございます。近年、ICT機器を活用した教育指導の充実に取り組んでおり、国が進めるGIGAスクール構想の後押しもあり本年度から信州大学教育学部の協力を得る中で、1人1台端末を活用した授業づくりについての研究を進めているところでございます。

これまでの一斉授業では、教職員と特定の児童生徒の一问一答になりがちでしたが、1人1台端末を導入したことにより子ども達全員の発言や意見等が端末の中で共有することができたり、様々なコンテンツやツールを活用することにより小グループでの学習が活発となり、楽しくまた分かりやすいといった感想も多く聞かれるようになり、子ども達の学習環境も変革期を迎えているという状況であります。

また、学校に行けない子ども達の学びの保障の1つとして、町では学校敷地外に中間教室として大峰教室を設置しております。大峰教室には専任の支援員を配置し、登校が困難な児童生徒の状況に応じ不安や悩みをやわらげ、安心して過ごしながら自立や社会性、学習意欲等を育て、集団生活への適応を促し、学校生活や社会生活への意欲を持てるよう支援をしており、これまでも大峰教室で学び進学した生徒や、学校へ通学できるようになった生徒も大勢いることから、こちらも一定の成果を得られていると認識しております。

さらに、昨年の新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休業となった際には、普段登校できないでいる子や大峰教室に通っている子ども達が中学校の多目的教室でオンライン授業を受けるなど、不登校対策としての活用についてもICT教育の今後の運用に大いに期待しているところでもあります。

現在、大峰教室にもWi-Fi環境を整備し、1人1台端末を活用しているところですが、今後の取り組みとしましては町のほかの施設や学校内の別室、家庭などでオンライン授業を受けられるような配慮をするなど、不登校対策のさらなる充実に努めてまいりたいと考えているところであります。

教育文化課長（堀内君） 2、不登校児童・生徒の支援について、イ、不登校児童・生徒の現状についてから順次お答えいたします。

不登校児童・生徒の現状につきましては、先ほど町長からお答えいたしました全国、県と比べて少なく、ここ数年は横ばい傾向が続いている状況でございます。

不登校の主な要因といたしましては、発達障害などの子どもの特性に応じた支援がなされない

ケース、ひとり親世帯の増加や経済的困難さ、インターネット、ゲーム依存などの原因から生活リズムが整わないといったことのほか、友人関係のトラブルなどが考えられる場合もございます。

現在の傾向といたしましては、無理をさせて学校に行かせなくてもよいという考えもありますが、不登校が長期化すると登校への抵抗や負担などがさらに増加する恐れがあることから、町教育委員会では欠席1日目には電話連絡、2日目には家庭訪問、3日目には支援会議を各学校にお願いし、早期対応を図るよう努めているところでございます。

町の特徴的な取組として、1つは全児童生徒を対象としたQ-Uテストを実施しております。Q-Uテストとは、QUESTIONNAIRE-UTILITIESの略で、内容については友人関係、学習意欲、先生やクラスの関係などといった「学校生活意欲度」や、友達や先生から認められているか、いじめなど受けていないかなどの「学級満足度」が分かるなど、楽しい学校生活を送るためのアンケート方式のテストであり、学期ごと年3回行う中で診断結果から必要に応じ個別に面談等を行うなどの対応に努めているところでございます。

また、個別の面談や相談につきましては、各学校の担任との相談に加え、町の教育・心理カウンセラーを活用した支援を行い、必要に応じ医療機関との連携につなげるよう取り組んでいるところでございます。

このように、Q-Uテストの結果も参考とする中で、不登校傾向の児童生徒を把握し、個別相談などを通して、通常学級以外にそれぞれの児童生徒の特性に見合った学びの場として特別支援学級や保健室、校長室、職員室などのほか、中学校のフレンドリールーム、大峰教室などの校内外の間教室を提案し、不登校に陥らないよう対策を講じてきたところでございます。

次に、学校現場での子どもと向き合う時間の確保についてでございますが、慢性的な教職員の多忙感を解消する、これまでは手作業等で行ってきた学籍管理や出欠管理、通知表及び指導要録の作成、時間割、学校日誌、出勤簿など、一元的にデジタル管理、運用ができる「校務支援システム」を、町では独自に平成27年度から導入したところでございます。

また、学校だよりや各教科の学習用資料等を効率よくスピーディーに印刷することが可能な複合型印刷機などを導入したことにより、以前に比べ教職員の日々の校務がスムーズに行えるようになり、子ども達と向き合う時間も増加したと聞いているところでございます。

続きまして口、教育機会確保法についてお答えいたします。教育機会確保法につきましては、正式には義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律との名称で、不登校の当事者及びその保護者等の声を基に策定され、平成29年度より施行されております。

これまでの考え方といたしましては、学校へ復帰させることを前提に対策等を行ってきたわけですが、この教育機会確保法に掲げられているのは学校への復帰だけでなく、不登校の児童生徒の社会的自立も視野に入れた学習保障や居場所づくりの大切さ、不登校ということだけで

問題行動と受け取らないように配慮すること、休養の必要性などが示されております。

当町におきましては、当面はこれまで行ってきた取り組みを継続していく方向でございますが、今後効果的な学習保障や居場所づくり等状況を見据えながら研究してまいりたいと考えているところでございます。

また、学校に行けない子ども達や保護者に対しては、日頃から担任による家庭訪問を行う中で状況を把握し、必要に応じ保護者も含め教育・心理カウンセラーによるカウンセリングのほか、医療機関、専門機関へつなげるなど心のケアに努めているところでございます。

続きまして、ハ、児童生徒に対応した学習環境の整備・安心できる居場所の確保についてお答えいたします。町では、教室のユニバーサルデザイン化を進めており、具体的には刺激の少ないように、教室正面の掲示物を少なくしたり棚に目隠しをするといった対応や、一日の生活、1時間ごとの授業の見通しを持ちやすくするために、スケジュールや手順等を提示したり、言葉だけの説明だけでなく絵や具体物を使った提示にするなど、全ての子ども達にとって分かりやすい学校生活を実現するよう環境の配慮に努めているところでございます。

通常の教室以外の学習の場といたしましては、先ほども申し上げましたが児童生徒の特性に見合った学びの場として、特別支援学級や保健室、校長室、職員室などのほか、中学校のフレンドリールーム、大峰教室などの中間教室を活用し、居場所の確保に努めているところでございます。

また、学校に行けない子ども達の学びの保障につきましては、基本的には担任が家庭訪問したり放課後登校を促すなど、登校に向けて学校とのつながりを持てるよう対応しているほか、保護者との信頼関係の構築や状況によっては医療機関の連携も大切に考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後も教育委員会を中心に各小中学校や保育園、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーなどと連携するとともに、GIGAスクール構想に基づくICTの活用等様々な対策を講じながら、不登校児童生徒を生まないよう早期からの支援に努めてまいりたいと考えております。

4番（柗津さん） 町長、担当課長よりご答弁いただきました。1点再質問させていただきます。

坂城町には、縁の下の力持ちとして存在し、保護者や子ども達の一番近くで声なき声を聞く教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーの先生方がいらっしゃいます。その先生方の活動内容はどのようなものでしょうか、お尋ねいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問いただきました教育コーディネーターと教育・心理カウンセラーの活動内容についてお答えいたします。

まず教育コーディネーターにつきましては、基本的には学校運営に関わる指導助言をはじめ、各学級運営や授業改善など集団に関わる案件を中心に対応しております。また、就学判断に関わる義務、巡回相談、早期からの教育相談など、教育支援員会の中心的な役割を担っております。

続きまして、教育・心理カウンセラーにつきましては、子どもだけでなく保護者も含めた個別

な案件を中心に、カウンセリングのほか状況に応じて家庭訪問や医療機関、専門機関との連携についての支援などを担っております。これらの活動はあくまでも基本的なことでありまして、業務を明確に線引きせずお互いに補完しながら様々な事案に対応しているところでございます。

4番（衞津さん） 担当課長よりご答弁いただきました。

教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーの先生方の存在がなければ、町長が掲げる子育て日本一はないと思います。縁の下の力持ちは得てして評価されないものですが、そのようなことがないようお力添えをお願いしたいと思います。

令和元年10月の文部省通知を見ますと、教育支援センター、フリースクール、または自宅でICT等を使って学習した場合も校長判断で出席扱いが可能となります。こうした出席扱いの変化は、どこで学ぶかではなく何をどのように学ぶかが大切だということです。

2020年度より、学校に行きにくい、行かない子ども達の新たな居場所に、映画館を活用するという取り組みが上田市でスタートしました。市内の上田映劇では、3つのNPOの協働事業による孤立を生み出さないための居場所づくりの整備の一環として、うえだ子どもシネマクラブがあります。御代田町においては、町内の学校に通うお子さんがうえだ子どもシネマクラブに参観した際、出席扱いとして認めています。

コロナ禍の今だからこそ、もう一度子ども達が自らやりたいことを見つけ、探求できる環境を整える、子どもの学習の権利や学校中心の教育を見直すよい機会にさせていただきたいと思います。

この9月議会は、いろいろな視点から孤独・孤立をテーマに一般質問させていただきました。アメリカのブリガムヤング大学のランスタッド教授が複数の論文を分析する手法を用いて、孤独の健康リスクについて調べたところ、孤独は1日15分以上の喫煙、アルコール依存に匹敵し、肥満などよりもリスクが高いという結果になったそうです。さらに、社会的なつながりが持てない人は持つ人に比べ早期死亡リスクが50%上昇するという分析結果も発表されました。

また、令和3年6月に出された骨太方針2021にも記載されていましたが、世界で初めての孤独問題担当大臣を設置したイギリスでは、社会的処方で孤独・孤立問題に取り組んでいます。社会的処方とは、薬を処方することで患者さんの問題を解決するのではなく、地域とのつながりを処方することで問題を解決するというものです。

イギリスでは、医療分野においてコミュニティへの所属が重要な役割を果たすものと認識し、社会的処方が推進され、その仕組みを成立させるために中枢的な役割を担う職務をリンクワーカーというそうです。日本でも社会的処方の必要性を実感し、リンクワーカーの導入を試みようとする医療機関が出てきています。ぜひ人と人のつながりの重要性や社会的孤立などは自己責任ではないこと、誰かに頼ることは恥ずかしいことではないといったメッセージを発信し、相談窓口への利用を呼び掛けるなどしていただきたいです。

全国的にコロナの影響で子ども食堂や居場所の数は減り、存続も厳しい状況だと耳にします。

私は、子ども食堂や子どもの居場所のような施設は学校や保育園、幼稚園、スーパーなどと同じで不要不急ではないエッセンシャルな場だと考えます。そのような場所がしっかりと存続できるだけの支援を含めご検討願います。

今までは縦社会の時代でしたが、これからは横のつながりの時代です。ボーダーレスな社会、つまり仕切りをつくらない、所得で割らない、人を縦にも横にも割らない、そんな時代になることでしょう。コロナ禍の今だからこそ、多角的に多方面から見、考え、誰一人取り残さない町坂城を目指したいものです。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（休憩 午前11時28分～再開 午後1時00分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、5番 中島新一君の質問を許します。

5番（中島君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の終息と鎮静化に向け、様々なお立場からご尽力なされている医療関係者をはじめ各関係機関の方々に対し感謝と敬意を表する次第でございます。また、日ごろ感染拡大防止、また予防しながら日常生活を送られ、学業や経済活動をなされている町民の皆様と、当町で就業されている方々にも重ねて感謝を申し上げます。

この難局を乗り越えるための糸口とも言えるワクチンも、日本では世界と比べましても確保と接種が世界トップクラスのスピードで進められております。これから本当の意味でのウィズコロナの時代へと進んでいくと思われまます。

しかしながら、現在は県内でも感染レベルが高いという状況で注意喚起がなされております。感染防止の観点から、ほかの市町村でも議会運営を時短など工夫をしながら開会されてるといってお考えに共感し、それを心がけていきたいと思ひます。

その中で、決算議会でもございます。そして、令和2年度の決算は当町におかれましても、令和元年の台風災害からの復興事業に加えて国難を伴うコロナ下での財政運営ということで、国民に対しても給付金の支給や個人、中小、フリーランス、あらゆる業種への給付や減税、また免税などの支援策、そして各種補助金事業等の新型コロナウイルス感染症拡大防止策によって社会に多大なる影響を及ぼしている状況を鑑み、多くの対応対策や支援策が国や県から施行される中、それに加え当町におきましては町民の安心・安全と暮らしを守るという中でこのコロナ下を乗り越えようと、町独自に企業や学生、また納税などの支援策や猶予策なども取り組まれてまいりました。さらには法人税の減税など、町の自主財源に影響もあつたのではないかとと思われまます。このようなことを考えましても、非常に財政運営におきましては気を使い、かつ特殊な年ではなかつたので

はないでしょうか。

私どもも、コロナ下で町の財政運営をお知らせする立場として、またそれに加えて支援策や補助事業等をお願いしている上で令和2年度の財政運営は大変苦慮なされたのではかと気になるところではございますが、大橋、西沢両監査委員さんのご報告によれば、このような状況の中ではございましたが結果は健全な財政運営であったということであり、敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

それでは質問に入ります。町の財政についてということで、イのコロナ下での町の財政運営についてでございます。

先ほど来申し上げておりますが、令和2年度の決算は大変特徴的だったと思われまます。そこで3点お聞きいたします。

まず、令和2年度の決算の特徴はどのようなものだったでしょうか。2点目として、財政面におけるコロナ下の影響をどう捉えておられますか。そして3点目として、今後も持続可能な財政運営をお願いしていとくころではございますが、令和3年度以降の見通しはどう考えておられますか。以上、イについてお聞きいたします。

町長（山村君） ただいま中島議員さんからコロナ下での町の財政運営についてのご質問がございました。順次お答え申し上げます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症が流行し、世界規模で人々の生活ばかりでなく社会・経済活動までもが大きく翻弄された年となりました。町におきましては、感染症の流行が招いた事業所の厳しい経営環境を支えるための事業所への事業継続支援や、雇用維持等を後押しする支援、家庭への支援、また公共施設等における感染防止のための身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの3つを基本とする新しい生活様式への対応など、様々な事業に取り組んできたところであります。

その一方で、例年町内外から多くの方に来園いただいているばら祭りや、夏のひとときを楽しんでいただく町民まつり坂城どんどん、交通安全町民大会と同時開催の町民運動会等のイベントのほか、中学生や高校生の海外研修などの多くの事業について中止を余儀なくされたところであります。

財政運営から申し上げますと、令和2年度は中小企業等の資金繰り支援を目的とした経営安定資金の借入れに対し、特例として保証料や利子への補給を行うとともに、貸付預託金の増額を実施した4月の専決による補正予算第1号以来、町内への新型コロナウイルス感染症の影響を見ながら議会のご理解をいただく中で逐次補正予算を編成し、繰り返す新型コロナによる社会の変化に対し迅速な対策を講じてきたところでございます。

新型コロナウイルスに関連する主な事業といたしましては、特別定額給付金給付事業約15億円のほか、地方創生臨時交付金を活用しての町独自事業として、小規模事業者等持続化応援支援

金や飲食業者等事業継続緊急支援金、消費回復応援事業としてのスタンプラリー事業、資金貸付の保証料及び利子補給など、商工関連費用に約8千万円、温泉施設持続化負担金や役場庁舎感染対策費用など、総務企画関連費用に約5千万円、子どもへの図書カード配付など子育て世代への応援事業や、小中学校、保育園、社会体育施設等の感染予防対策費用など、子育て教育関連費用に約4千万円と、町の実情に合わせた様々な取り組みを実施いたしました。

また、コロナ禍においても継続した学習環境を提供するため、GIGAスクール構想推進事業について計画を早めて実施し、児童生徒1人1台の端末と情報ネットワークの整備をしたところでもあります。

新型コロナウイルス感染症対策以外の事業につきましても、新工業団地の基幹道路である町道A09号線道路改良事業に約6千万円、村上小学校蓄電設備設置事業に約4千万円、移動系防災行政無線設備更新事業に約1億2千万円などについて、コロナ禍におきまして町の将来を見据える中で積極的に実施したところでもあります。

令和2年度の決算の特徴についてのご質問でございますが、令和2年度決算は令和元年度からの繰越事業等を含め歳入決算額は、前年度対比プラス29.4%の90億489万2千円、歳出決算額は前年度対比プラス31.2%となる89億3,692万3千円と大幅な増額となり、例年のない決算額となりました。

増額の主な要因といたしましては、はじめに歳入において令和2年度における臨時的措置として新型コロナウイルス関連費用の特別定額給付金事業補助金や、子育て世帯臨時特別給付金事業補助金、保育園等への感染予防対策費用、また小中学校での感染予防対策及び学校臨時休業対応費用のほか、地域の実情に応じたコロナ対策費用の財源としての地方創生臨時交付金など、合計17億6,874万3千円の新型コロナウイルス関連の補助金等が国から交付されたことにより、国庫支出金が前年度と比較して大幅な増額となったものであります。

また、歳出におきましては、ただいま申し上げましたコロナ関連の財源を活用し、1人10万円を支給した特別定額給付金給付事業をはじめとする町民への支援や、小規模事業者等持続化応援支援金、貸付金に対する保証料及び利子補給などの事業所への支援のほか、マスクや消毒液等の衛生用品やサーモグラフィ等の備品購入など、当町の実情に即した様々な事業を実施したことで決算額が大きな増額となったものであります。いずれにしましても、歳入歳出ともに新型コロナウイルス感染症の流行が決算額に大きな影響を与えており、昨年度の決算の大きな特徴であると考えております。

続きまして、財政面におけるコロナの影響についてでございますが、機を逸することのないよう年度の早い時期から補正予算を編成する中で実施しましたコロナ関連事業等の財源につきましましては、国の補助金等が決定するまでの間、一般財源を充当しての編成といたしましたが、最終的には交付された国・県からの補助金等を活用する中で、健全な財政運営がなされたものと考えて

おります。

なお、昨年度の町民税の法人分につきましては、前年度対比マイナス50.3%、約2億8,600万円の減額となっておりますが、その要因といたしましては令和元年10月から法人税割の税率が引き下げられたことによる制度的な影響があったことを含め、設備投資など企業側の経営判断による部分もあり、一概にコロナの影響での減収とはいええない状況でございます。

また、法人町民税の減収分につきましては、税率改正に伴い新たに創設された法人事業税交付金により一定の配分金が交付されるほか、税収の減収分につきましても翌年度以降3年間にわたって地方交付税の基準財政収入額の算定に反映されるなど、年度をまたいでの交付も見込まれるところであります。

続きまして、今後の見通しでございますが、県内の経済情勢は関東財務局長野財務事務所によりますと、先行きについて感染拡大の防止策を講じワクチン接種を促進する中で、各種政策や海外経済の回復により持ち直しが期待されるとしながらも、感染動向等が地域経済に与える影響に十分注意する必要があるとしております。

町内の事業所におきましては、7月に実施しました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結果からも、前年同期との比較でほとんどの企業がプラスと回答しており、持ち直しの動きが進んでいる状況が伺われ、今後ワクチン接種の効果が表れ、社会活動や経済活動がさらに回復し、飲食業を中心とした事業所にも波及することを期待するところであります。

また、自治体の財政の健全度の目安となる財政健全化判断比率につきましても、全ての指標におきまして基準値と比べて大幅に低い数値、すなわち健全な状況で推移しており、借入金、地方債ですね、これの返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標として用いられている実質公債費比率についても前年度から改善し、より健全な数値となっております。

今後におきましては、今年度からスタートしました坂城町第6次長期総合計画を基軸とした坂城町公共施設個別施設計画における施設の改修や、道路、橋梁等のインフラの長寿命化、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく人口減少対策等を計画的に進めていく必要があります。

長引くコロナ禍の中で、終息の見通しが不透明であり、今後の町の財政見通しについては難しい状況ではありますが、国・県等の補助金や基金の効率的な活用等により、安定的な行政サービスを提供できるよう今後も健全な財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

5番（中島君） 町長より詳細にお答えいただきました。

数字の上で、去年、前年財政より20億円余り増額した財政ではございますが、そのほとんどが国や県からの交付金がきたものによる増額であると、そして令和元年度よりは税収は減っているものの財政力指数は0.704となっていて、長野県でも77市町村では6番目で、町村の中では第3位ということは本当に大変すばらしいことだと思います。ありがとうございます。このよ

うな100年に一度言われる国難を伴う情勢の中、安定しなおスムーズな財政運営をしていただいたことに、重ねて敬意を表する次第でございます。

令和3年度以降の見通しにつきましても、やはりこの感染症の状況が影響してくるところと思います。これからも新型コロナウイルス感染症対策として、さらなる支援策をはじめ経済回復策などの施策が国より検討なされると思いますが、引き続き町民の皆様へ財政運営での安定と安心を伝えつつ、持続可能な財政運営をお願いいたします。

それでは次の質問に移ります。アフターコロナに向けてということで、イの事業所への支援についてでございます。

新規陽性者が全国的に増加している中、県より各事業所にはテレワークの実施や時短などの要請がなされております。しかし、ワクチン接種の効果もあり、国民の行動や経済の動きといったところを見ますと、人の流れは前年度の命を守るという対応よりコロナの報道とは、昨年とちょっと違ってきていることが明らかになってきました。

これもワクチンの接種の広がりや、陽性患者が増加するものの重症化比率の減少、また波の落ち着く状況を数回経験したことにより状況もあるかと思われまます。また、ここ数日ピークアウトを迎えつつある状況も考えられると思います。それに伴い、政府も新型コロナ感染症へのこれからの対応につきましても、ワクチン接種が7,000万人を超えた状況の中、人流の緩和策などを検討しだし、それにより経済回復等のさらなる施策も検討し始めました。ウィズコロナを見据えた1日も早い日常生活の回復が望まれるところでございます。

町内の事業所におきましても、飲食業は県からの感染拡大防止のための時短要請に応じながら、テイクアウトや出前などの企業努力をしながら経営をしておりますが、相変わらず非常に厳しい状態が続いております。それに伴い、暑気払いなどの宴会が自粛され、大変な痛手ともなっております。その辺りも踏まえ、町内の製造業と非製造業の状況をお聞きいたします。加えて、事業支援の消費回復応援事業等の状況と、さらに今後の事業所の支援策はどのように考えておられるか。

以上、イについてお聞きいたします。

商工農林課長（竹内君） 2、アフターコロナに向けての質問にお答えいたします。感染力が強い新型コロナウイルスデルタ株は県内でも猛威を振るい、全県の感染警戒レベルが5に引き上げられ、住民生活や企業活動に甚大な影響が出ているところであります。

長野県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を徹底的に食い止める観点から、全県に特別警報Ⅱを延長するとともに、9月3日から12日までを命と暮らしを救う集中対策期間として対策を強化しており、企業に対し出張や県境をまたいだ移動の自粛、人混みの回避など感染防止対策を要請しており、町でも周知を図っているところであります。

新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底した企業活動やアフターコロナを見据えた事業展開

などの支援及び情報提供など、引き続き実施してまいりたいと考えております。

さて、町内事業所の状況についてであります。町内の主要産業である製造業につきましては自動車、建設機械関係ともに昨年秋ごろより生産量や売上が回復してきており、受注量の増加に生産を間に合わせるための人材確保に苦慮しているとお聞きしております。

しかし、大手自動車メーカーでは、世界的な半導体不足の影響と東南アジアでの新型コロナウイルス感染症の拡大による部品調達の停滞により減産計画が余儀なくされたことから、今後の自動車関連業種の影響につきましては注視していく必要があると考えております。

回復が遅れておりました工作機械関係も徐々に生産量などが増加し、下請け、協力企業なども含め仕事が回り始めており、コロナ禍前の状況までには戻っておりませんが、順調に経営が改善されてきているとのことであります。

7月に実施いたしました町内の主な製造業事業所20社の経営状況調査の結果におきましても、前年同期と比較して生産量がプラスと回答した企業は16社、売上がプラスと回答した企業は17社と、回復傾向である町内製造業の状況が伺えるところであります。

製造業の設備投資につきましては、今後のアフターコロナを見据えた機器等の新規導入や更新が増加傾向で、商工会や金融機関に対して融資や補助金に関する問い合わせが増えているとお聞きしております。また、先端設備の導入に当たり、企業が先端設備等導入計画を策定し、町の認定を受けると税制支援や金融支援などを受けられる制度につきましても、昨年の同時期より認定件数が増加している状況であります。

次に、商業についてであります。依然として厳しい状況が続いております。特に飲食、サービス業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いこの時期に利用が多い暑気払いや残暑払いのほか各地区の夏祭りなどが控えられ、さらに全国的な広がりを見せるデルタ株による第5波の影響による感染者の拡大により、酒類を提供する飲食店等に対し県から営業時間短縮等の要請が行われたことから、集客及び売上について大変厳しい状況となっております。

土木、建築、設備等につきましては、木材や資材などの調達が難しい状況や値上りなどがあるものの、好調であるとのことであります。

町内事業所全体の状況を総体的に見ますと、飲食、サービス業を除いては新型コロナウイルスの影響は少なからずあるものの、昨年の夏ごろを底に回復基調であるものと感じております。

続きまして、町内事業所への支援についてお答えいたします。いまだ続く新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けている町内事業所の支援及び利用の促進を図るとともに、地域における消費喚起を促すため「さかきのお店応援券事業」を実施いたします。この事業は、応援券1人2千円分を世帯人数分世帯主に交付し、応援券の取扱店として登録いただいた店舗等で買い物やサービスの提供をいただくものであります。

応援券は、10月1日から来年1月31日まで利用可能で、2千円のうち千円分を取扱店のど

の店舗でも利用できることとし、残りの千円分は飲食店でのみ利用可能な券となっております。現在応援券の取扱い店の取りまとめを行うとともに、応援券の発送準備をしており、今月下旬から順次発送をしております。

次に、「スタンプラリー等消費回復応援事業」ですが、昨年実施いたしましたスタンプラリーと同様に異なる店舗で千円以上の買い物をして、事前に配付する台紙に各店舗でスタンプを押してもらい、5か所のスタンプが貯まるとプレゼントが進呈されるものであります。第1弾を10月1日から31日、第2弾を11月1日から30日までを実施期間として、消費喚起につなげてまいります。スタンプラリーの参加店につきましても、申込みがあった事業所のみを対象として実施することとし、8月末日時点で77件のお申込みをいただきました。

さらにデジタル化を図る取り組みとして店舗にQRコードを配置し、スマートフォンで読み取りスタンプを集めるデジタルスタンプラリーも併せて実施いたします。

これらのスタンプラリー事業につきましては、町商工会への委託事業として実施いたしますが、現在スタンプラリー台紙の印刷、デジタルスタンプラリーの内容の確認など調整を行い、10月1日からの実施に向け準備を進めているところであります。町民の皆様には、町内店舗等の経営の回復と安定にご理解とご協力をいただき、ぜひ本事業を積極的にご利用いただきたいと考えております。

また、飲食店等事業者側においても、安心して来店いただくための環境整備への支援策として、新型コロナウイルスの感染拡大防予防及び防止対策を図るために必要な除菌機や空気清浄機、飛沫感染防止用品などの購入等を補助する「飲食店等新型コロナウイルス感染防止対策補助金」の申請を受け付けておりますので、こちらもご活用いただきたいと思っております。

このほかにも昨年から継続して実施している「雇用調整助成金等申請支援補助金」、町の制度資金であります「経営安定特別資金、新型コロナウイルス対策」などそれぞれの町内事業所がこのコロナ禍を乗り切るために必要な支援を実施しておりますので、有効にご活用いただきたいと考えております。

続きまして、今後の事業所支援策についてお答えをいたします。現在、県が独自に設定する感染警戒レベルが5に引き上げられ、特別警報Ⅱが9月12日までとして発出されております。

まずは町内で新型コロナウイルスの影響が著しい飲食関係事業所の支援を中心に、事業の継続と売上の確保、アフターコロナにつながる客の定着が図れる取り組みなどに対して支援策を講じてまいりたいと考えております。

また、総体的に製造業など回復が早い業種もありますが、支援を必要とする事業所のニーズを見極めながら商工会等支援機関と連携して、終息後を見据える中で経営の継続と雇用の維持につながる支援を続けてまいりたいと考えております。

5番（中島君） 担当課長より詳細にお答えいただきました。

状況につきましては、製造業は持ち直しの動きが進んでいるという状況が伺えるということでございます。その中で、一部自動車産業ではまだ半導体不足の影響を受けているところもあり、加えて昨今の陽性者の急増による濃厚接触者が絡み、従業員が休業した親会社での生産の低下などにより中小企業に2から6か月遅れで影響が出てくるのではないかと懸念がされているところもございます。

支援の状況におきましては、さかきのお店応援券事業と町内の店舗のお客様に安心してお越しいただくための感染防止策の環境整備に対する資金の補助、町民向けには消費回復のための応援券の発行ということで、スタンプラリーにつきましては申込み制で77店舗の申込みがあるということでもございました。

こうした中、今、県で行っている信州の安心なお店認証制度におきましても、こちらのシールでございますが、町内では8日現在飲食店10件、クリーニング店1件、理容店3件、公衆浴場1件の登録がなされております。この制度は、そのほかの町内の当てはまる業種で申し上げますと冠婚葬祭業、文化芸術施設、療術業にもこの認証制度が適用できるということでもございます。

また、この制度の認証を受けたことにより10月31日までの予定でこのシールの貼られておりますクーポン券の取扱い店舗のみで購入できるプレミアム付商品券があり、その店舗で5千円のクーポン券を3千円で購入し、その店舗でご利用できるという応援キャンペーンも行われております。まだこの制度を受けていない業種の店舗に、より一層の働きかけが必要かと思われま

す。今後の支援策としては、事業所のニーズに応えながらということでもございましたが、政府も新型コロナウイルス感染症の対応が最優先としており、対応策や経済支援策と施策が行われるものと思っておりますが、引き続きの柔軟な対応をお願いいたします。

まとめとして、東京オリンピックパラリンピックの感動が冷めやらない中、日本だから安心・安全な大会が開催できたとの世界中のアスリートの皆様や、海外からの感謝と評価と称賛の声が上がってきております。また、それを見て私達も勇気をいただいたのではないのでしょうか。それらを受け、これからも安心・安全を念頭にアフターコロナに向けて、日常生活をはじめ農業、工業、商業といった経済活動の正常化に向け、また地域の祭事ごとやイベントごとが行えるよう協力心が必要かと思われま

す。この状況を乗り越えるためにも、誹謗中傷また風評といった部分に対しましても、我々自身が加害者にならないよう気をつけなければなりません。それに加えて、現況の医療逼迫という状況を余裕を持った医療へと導くため、そして新しい生活様式を交えた安定した生活を取り戻せるよう、新型コロナウイルス感染症が一日も早く指定感染症の2類から5類へと緩和されることが望まれるところと思っております。これで私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 1時34分～再開 午後 1時44分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、9番 朝倉国勝君の質問を許します。

9番（朝倉君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

令和2年度はコロナ禍の中、今まで経験したことのない状況下、町民の皆さんや企業の皆さん、町職員の努力や協力によって決算の状況も通年とほぼ同等な結果で終了しております。日頃、堅実に町政に取り組んできていただいている成果と考え、ここに敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

先ほど決算につきましては同僚議員から詳細について質疑をいたしましたので、決算についてはこの程度にしながら、私の質問でございます農業振興について質疑を行いたいと考えます。

近年、農業への就農人口が定年の延長や米麦売価の下落等、様々な要因の絡みの中で2020年度の農水省発表の食料自給率は目標45%に対して実質は37%となっております。食料の安全保障的な観点から考えると現在の農家の農業離れは以前に比べて大きく早く進んでいると考えております。

このような状況から、今までの農業政策の延長だけでは厳しい実態の中で乗り切ることは大変厳しいのではないかとこのことを痛切に感じておるところでございます。

したがって、農業の持っている多面的な機能を考えると時代や状況に合った新たな農業の振興策の検討が喫緊の課題ではないでしょうか。

このような現状認識の中で、今議会では農業振興について一般質問をしていきたいと考えておるところでございます。

まず、1のイの第6次長期総合計画実施計画の中で特色のある地域農業を標榜する実施計画について質問を申し上げたいと思います。

当町の農業の現状は二極化しておると言っても過言ではありません。栽培品目が産地化ができて経営が安定して利益が見込める果樹栽培、栽培品目が大きく原価割れをしている米麦栽培や栽培ノウハウの会得が必要で栽培技術のレベルいかんで所得が決定する野菜栽培や温暖化の影響を受ける栽培品目等、それぞれ課題がありますが、この地域で経営を確立するには様々な要因をクリアしなければ農業での生活は大変厳しい実態であると思います。

多くの兼業農家では経費負けを農業から撤退する方が特に水田農業の兼業農家に多く感じるところでございます。地域での農業を取り巻く環境は大変厳しい実態でございます。それらの環境を包含して、第6次長期総合計画実施計画の中で特色のある農業を目指した事業計画を策定し展開をしておられます。その具体的な目標、実施内容について伺いたいと思います。

1つ、新規就農者確保・育成事業について、2つ、農地確保促進事業、3つ、需給調整推進対策事業、4つ、集出荷施設改修事業、以上4点について、目標並びに実施計画等について伺い

したいと思います。

続きまして、口の質問を行いたいと思います。

水田農業の現状と今後の対応についてでございます。

今年も九州、沖縄地方で収穫されたお米が流通を始めておるそうでございます。今年も昨年より60キログラム当たりの価格でございますけれども1,000円から1,500円程度、流通価格が下落をしているということを専業農家の経営者からお聞きいたしました。

今年とは昨年とコロナ感染拡大に伴い生活様式も通常年と変化しているので、下落幅については若干の考慮が必要と判断いたしますが、このように米価の下落傾向が続くならば抜本的に経営を効率化することで生き残る方策を真剣に考えないと撤退も視野にしなければならない事態ではないかという困惑した様子でこの経営者は私に話していただきました。

私達の地域は兼業農家の後継ぎは、私もその1人でございますけれども、自分達で食べるお米は自分で作る、これは代々おじいちゃん、親父から、このような心意気で米の耕作を行ってまいりましたが、米価の下落が大幅になってきたことから専業農家に作業を委託するか、あるいは耕地を集積して耕作をやめるかといった判断を求められている今の現状ではないでしょうか。

定年が60歳から65歳に上げられ、さらに70歳ということも視野に入れて考えますと、定年帰農者もここ最近はめっきり減ってきている状況であると考えます。そんなことも水稲栽培をやめる一因と考えます。

このようなことから、当町では水稲の栽培は民間の専業業者へ集中して委託栽培や農地集積による栽培が年々増えているということでございます。

しかしながら、先ほどお話ししましたように米価がこのような実態で下落傾向にあるとすると、経営の確立をしなければ、今、一生懸命頑張っている民間業者でも何かアクシデントや経営の見通しが不透明となれば撤退も考えなければいけない、こんな状況下で現在、生産をしていただいているのではないかと考えます。

これらの現状を鑑みて安定した水稲や麦、大豆、転作作物を専業農家の方々がこれからも頑張って営農ができる環境や対策を早急に講じてやる必要があると考えるところでございます。

そこで、今、考えられる速効性のある施策として次の5点を提言したいと考えます。町の考え方を伺いたい。

1つは、6次産業化に向けての支援の方策はないのか。できるだけ6次産業化にして経営者の所得の向上につなげる施策を検討してほしい。

2つ目、経営効率化のため1枚当たりの面積を最低30アール以上に拡大できる集積を中間管理機構の支援を受けて耕地整理をしていない地域の改善はできないのか。また、耕作する農地の分散を集積、集約化することが早急にできないのか。これについては町の指導により動き始めてはいますけれども、この動きをさらに加速をしていただきたい、これが私のお願いでございます。

3つ、集団転作の仕組みを地域ごとにできないか。現在、坂城の中ではいろんな転作を試みているんですけども、地域を決めて大幅な転作というのは今できていません。これを何とか町の指導の中で転作が大規模にできて下落する水稻に依存しないような経営体質にすることを考えることができないのか。

そして、また4つとしては有利な転作作物の指導を積極的にしていただけないか。この転作作物によって所得を上げることを考えていただきたい。

5つとして、地域やJ A、町が連携して中長期にわたる水田の農業の在り方について対応策の検討が以上の内容の中で急務と考えております。

これらの提言を町としてどう考えるかお聞きをしたいということを考えます。

町長（山村君） ただいま朝倉議員さんから農業振興ということで種々ご質問がありました。私からは第6次長期総合計画における農業振興の基本的な考え方についてお答え申し上げまして、その他の回答につきましては、詳細について担当課長から答弁いたします。

当町は果樹を基幹品目とする農業形態のほか水稻、花卉、野菜など、品目の広がり特徴となっており、地域特性を生かした農業生産が営まれております。

また、新たな魅力としてワインぶどうやガラスハウスを利用した施設トマト、施設栽培のアスパラガス生産など、新たな農業の動きも見られるというところでございます。

その中でも特にぶどう生産はシャインマスカットの販売好調を受けて、活況を呈しており、定年帰農者やU I J ターンを含め新規の就農者は今年度を含めた過去5年間で17名となっており、就農者数の半数以上を占め増加傾向となっているといったところでございます。

半面、農業全般としましてはグローバル化による農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化と担い手の不足、荒廃農地の増加、温暖化による天候不順や災害の増加など地域農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。

そのため、第6次長期総合計画では特色ある地域農業として地域農産物の生産振興と持続可能な産地形成を推進するための新たな品目、品種の導入を進めるとともに、気候などのデータ蓄積による栽培技術のマニュアル化やICT活用による省力化技術などのスマート農業の推進によるコスト低減や効率的な農業経営を目指すとしております。

また、次世代を担う多様な農業者の確保、育成支援につきましては、補助制度活用とそのサポート体制により早期の経営確立を図りつつ、必要に応じた農地の集積、集約化による経営の効率化と規模拡大を進めていくほか、産業連携による付加価値の高い農業やワインツーリズムなど、観光農業への波及といった新たな動きに合わせた地域農業を形づくり、産地の再構築による農業振興を図っていくことで特色ある地域農業の発展を目指すものであります。

そのため、施策の推進にあたりましては、よりきめ細やかな就農支援や農業経営の発展段階に応じた指導、助言、積極的な補助制度活用などが必要となることから、これまでの地域農業に加

えて新たな農業の魅力が付加されるような関係機関との連携により地域農業の発展につなげてまいりたいと考えているわけでございます。

商工農林課長（竹内君） 農業振興について、イの第6次長期総合計画、特色ある地域農業の事業計画についてと、ロの水田農業の現状と今後の対応についてのご質問に順次お答えをいたします。

まず、新規就農者確保育成事業についてであります。地域農業を維持、発展させていくためには新規就農者の確保、育成は必須であり、基幹となる果樹のほか水稻、花卉、野菜、施設園芸など、多岐にわたる品目の担い手を確保することや就農した方々が早期に自立経営を目指せるよう支援を進めていくことが必要であると考えております。

町では、令和3年から7年までの5年間で新規就農者を35名確保していくことを目標としており、これは定年帰農やU I Jターンなど、多様な就農希望者を受入れ、各種の就農支援制度の活用と併せて確保、育成していくことを想定しております。

具体的には、49歳以下の新規就農者に対し年額120から150万円以内の交付金を最長5年間支援する農業次世代人材投資事業により新規就農者の基盤づくりを支援するほか、新規就農者の住居助成や営農機械の購入を助成する新規就農者支援事業、また今年度から施行された、農家の世代交代や経営継承を支援するため、経営発展につながる取り組みを最大100万円以内で支援する経営継承発展支援交付金などを通じて支援に努めているところであります。

また、農業次世代人材投資事業では、農地確保や農業経営、技術的な指導、助言を行うサポートチームを、町、農協、県で組織し年2回の面談指導と園地巡回により目標とする経営に向け、その発展の方向性や課題を精査し必要に応じて融資制度の活用や販売先のアドバイスなど、改善に向けたきめ細やかなサポートを実施しております。

次に、農地確保促進事業に関しましては、土地利用につながる品目としてワインぶどうの栽培面積を計画の指標としており、現状の4ヘクタールから5年後の目標面積を7ヘクタールに増加させるとしております。

これは、既存のワインぶどう生産者の中で、今後2から3ヘクタールの園地確保を希望している農業法人の取り組みを支援するなど、農地の有効活用とワインぶどうのさらなる産地化を目指すことで達成を見込んでおります。

面積確保にあたっては荒廃農地の活用も視野に入れ、荒廃農地を再生する場合は積極的に荒廃農地再生利用補助金や場合によっては農地中間管理事業における園地整備も視野に入れており、今後の事業計画を精査した上で必要とされる支援に努めてまいります。

また、ワインぶどうに限らずその他の果樹や水稻などにおいても現在進めている人・農地プランの見直しにおいて、地域の話合いにおける個別農家や農業法人の園地確保を進め、農地の集積、集約化に向けた地域の合意形成とその後の農地中間管理機構による農地仲介の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、米の需給調整推進対策事業については、産地自らが米の需要に応じた米生産を進めるため生産数量目安値が国から県を通じて毎年示され、その枠内で米生産を実施することで米価の安定につなげていくこととされております。

米の需要が全国で年間8万トン減少していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により外食産業などの業務用を中心に販売は不調で、全国的に在庫量の増加や供給過多になっていることから、現状の2年産米についても例年より米価下落の傾向にあります。

これに対する長期総合計画の目標設定は特にございませませんが、当町は自家消費の米を生産する飯米農家の割合が高く、米価下落による影響は限定的であると考えております。

ただし、町内の多くの水田を借受けて大規模に水稻を作付している農家もある中で価格下落による経営への影響は大きいことから、これら農家の意向を把握し協議を踏まえた支援をしております。

具体的には、作付計画を早期に確認しそれに見合った国の交付金の活用や周辺市町村からの米の生産枠の譲り受け、また作付拡大品目の検討や生産振興のための機械導入助成の支援などを実施しております。

一方、大規模水稻農家間における作付エリアのすみ分けについても、協議を踏まえて農地の集積、集約化による作業性向上や経営の効率化を推進しているところであります。

米穀生産は機械化による土地利用型農業として面的拡大が図りやすい反面、機械や設備面での初期投資が大きいことなどから新たな就農にはハードルが高いことが課題とされております。何より米穀生産を担う農業の担い手を増加させる必要があるため、今後とも米穀生産の担い手確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、集出荷施設改修事業でございますが、農業の省力化、効率化、コスト削減は個々の農家や産地としても農産物の価格低下や産地間競争の観点でも求められていることから、計画ではスマート農業の導入件数を5年後に8件程度を目標としております。

スマート農業では田植え機の自動運転や施設園芸での温度センサーによるハウスの開閉、果樹園地の気温や降水量のデータの見える化などの取組事例がございますが、これらの取り組みは今後の農業における効率化や省力化とともに農業の発展、普及につながっていくものと考えております。

こうした中で、ながの農協では千曲市八幡にある、ちくま西部流通センターのりんごの集荷部門を坂城高校前にある果実流通センターに統合する施設改修を再来年度に予定をしております。

これは、りんごの集荷を1か所に集約することで経費削減と効率化を図るもので、光センサーの選果ラインを刷新し選果スピードの向上とりんごの産地強化を目指しており、町としましては基幹品目のりんごの競争力強化につながる事業として支援に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、水田農業の現状と今後の対応についてお答えいたします。

水田農業における6次産業化については、町農業再生協議会により以前から取り組まれている主食用以外の餅や酒米などに利用される加工用米において生産者が出荷先となる製菓業者や酒造元と3年間の個別契約を結んだ販売に取り組んでいるほか、今年度から実施されている水田リノベーション事業の推進も図っております。

この事業は、米価下落による転作推進のため国が新たに打ち出した施策として水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新するため、新市場開拓用米や加工用米、野菜などの高収益作物、麦、大豆等について産地と実需者の連携や実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取り組み、需要の創出、拡大の取り組みを支援するものであります。

当町では、転作作物として一昨年からサツマイモの生産振興を行い、これを原料とした食品製造のための供給体制を町内農業法人と関連会社の連携により実施しており、最終的に3から5ヘクタールの作付を目指す中で機械導入の支援などを進めてまいりました。

今年度は2ヘクタールの作付面積の達成を見込んでおり、今後、需要を見据えた着実な生産拡大と6次産業化の進展を図ってまいりたいと考えております。

次に、耕地整理されていない農地の拡大及び集積についてでございますが、農地の集積や集約化を図る農地中間管理事業では、畦畔を除去して農地を拡大するなどの簡易な土地改良事業も実施可能となっております。

この事業を進めるにあたっては、人・農地プランにおける地域での話合いを通じて農地中間管理機構の仲介による農地の貸借を行い、土地所有者や地域の皆様のご了承をいただいた上での事業化となりますが、事業導入により大きな区画整理田に整備を図ることは水田農業の在り方を見直すための方策の1つとされております。

町としましては、地域の農地利用や水田活用による農業振興を図る上でも利用の在り方を引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、集団転作の地域ごとの導入でございますが、25年ほど前まで当町においても南条の水田地帯における集団転作を実施していた経過がございます。当時は米の生産調整の下、国から配分された生産調整面積を個々の農家の皆様に協力をお願いし水田の周りのみ水稻を植付けない額縁水田や水田の一部を水稻作付しない調整水田、何も作付しない自己保全管理などのほか、南条地区の千曲川右岸の水田地帯を集団転作として大豆や麦の作付を大規模に実施しておりました。最終的には、町全体の生産調整を一部地域の犠牲によって成立させるのは不公平ということから、集団転作が解消されたところであります。

集団転作を実施するためには地域における合意が必要となることから、実現にはかなりの困難が予想されますが、先ほどの人・農地プラン見直しにおける地域での話合いや農地中間管理事業による農地の集積、集約化の進展度合いによっては実現の可能性も見込まれるところでござい

す。

今後、大規模水稲生産者の作付エリアのすみ分けや地域の合意形成を踏まえ、町農業再生協議会として必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

次に、有利な転作作物の指導についてでございますが、米の需給調整を推進している町農業再生協議会では、水利確保が難しい水田などでは麦と大豆の二毛作、地域の畜産農家との耕畜連携による飼料用米、主食用とは区分されて流通する加工用米などを地域戦略作物としているほか、アスパラガス、トマト、サツマイモといった野菜や花卉など、作付拡大につながる面積を国の産地交付金の対象として作付拡大を図っております。

また、新たな転作作物の導入については、長野農業農村支援センターなどの技術指導を含めて実施しており、今年度は水田活用によるネギ栽培を試験的に実施していただき、次年度の補助事業導入による機械化を目指すなど一体的な生産振興を図っているところであります。

最後に、中長期にわたる水田農業の在り方の検討につきましては、その検討時期にあるものと認識しておりますが、具体的な方向性につきましてはながの農協や米穀生産者、米の流通業者などで構成される坂城町農業再生協議会での検討、協議が必要となりますので、今後の検討課題として取り組んでまいりたいと考えております。

水田農業は、生産基盤としての側面はもちろん多面的機能として果たす役割は重要でありますことから、農地保全の観点だけでなく持続可能な農業としての振興を今後も推進してまいりたいと考えております。

9番（朝倉君） ただいま担当課長から説明をいただきました。いろいろな多面的な新しい施策を導入して坂城町の農業振興ということについて積極的に展開されていることは先ほどの説明で理解ができたわけでございますが、いずれにしても農業の就農人口の老齢化、特に果樹栽培を除いては高齢化してしまっていて、例えばねずみ大根を栽培している私どものグループもあるんですけども、17年前に発足した人でずっと17年続いているわけですね、そうすると60歳の方が幾つになると思いますか、ということで産地形成というのも新しい若い人が農業に取り組む姿というのは本当に意欲がないのが現状だというふうに理解をしています。

そういう意味で、ねずみ大根の話は一例でございますけれども、一番、水田農業というのは坂城町の土地利用の中では一等地を使って栽培をしているわけなんですけれども、この辺が荒廃地になってしまうといくら工業の製造の町として利益や決算がいいといっても本当にみつともない町になってしまうような気がするんです。

今はそんな農業の状況も新しい形を求めているような時代でございますので、今日の質問の中ではあえて私はこういう話をさせていただいて、ぜひ、坂城農業はまだ元気だよというような姿を先ほどのいろんな施策の中から積極的に展開をしていただき、継続した農業ができるように担当課長にはお願いをしておきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、2点目の質問に入ります。2回目の質問でございます。

農業の振興には、後継者、特に専業農家の育成にかかっていると云っても過言ではありません。当町では、先ほどもいろんな施策の話もありましたけれども、個々の兼業農家を維持や育てるといふことよりも早急に専業農家の方を育成して耕地や産地を守っていくということが私は農業政策の中で一番手っ取り早い方法ではないかというふうな考え方を持っております。

そういう意味で、当町でも人・農地プランという事業が、私が農業委員の会長を務めたときに始まりまして以来、十数年になるわけですけれども、担当課の担当者の本当に一生懸命な努力もありまして、この事業は近隣の市町村に比べてすばらしい実施結果を残して今もやっておられるわけでございます。

そこで、今では農業次世代人材投資事業という呼ばれ方をしているんですけれども、青年就農給付金事業という名前で始まった事業が現在どのような人員の経過で、今、そこで給付金をいただいて専業農家になった方がどうなっているか、その辺の状況についてご説明を伺いたしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

農業次世代人材投資事業の前身となります青年就農給付金事業は、平成24年度に創設をされ多くの新規就農者の基盤づくりを支援してまいったところでございます。

事業の開始当初において、対象者は独立自営の45歳未満の新規就農者とされ、その後、平成27年度に交付額が前年度の農業所得に応じた変動制に改正、また平成29年度からは事業名が現在の名称になるとともに交付期間の途中における目標設定に対する評価制度が導入されました。

令和元年度には年齢要件が49歳以下に引上げられ、現在は交付期間の3年目までは年額150万円、4年から5年目は120万円の固定額の交付となるなど制度改正が繰り返されてまいりました。

その中で、当町において本事業により資金の交付を受けた就農者は17名でございます。うち2経営体が夫婦世帯でございますので15経営体が交付を受けているという状況でございます。

交付を受けた経営体の現在の経営状況につきましては、品目や経営年数など様々でございますが、現時点で農業を廃業した経営体はございません。中でも1年目に交付を受けたのみで2年目以降は所得制限により交付対象から外れたぶどう農家の存在や果樹品評会で優秀賞を受賞するなど、地域農業の中核的な存在となっている経営体もあるなど、本事業により新規就農者の経営基盤の構築に果たした役割は大きいものであると考えているところでございます。

9番（朝倉君） 今、農業次世代人材投資事業の状況についてご説明いただいて、非常に成果を上げておりますし、専業農家としてそのような活動をされているということについては非常に私もうれしく、坂城町の将来を担っていただける人材であるというふうに考えております。

これからも新規就農者の確保という事業もあるわけでございますので、ぜひ積極的にこの事業

を通じていただいて新しい人材の確保と、それから坂城町の農業が継続して発展できる基盤づくりというようなことで、ぜひご指導をお願いしたいと、併せてそういう方の指導をする里親制度の拡充もこの場において充実できるような施策をぜひお取りいただきたいということもお願いをしておきたいと思います。

それでは、最後でございますが、農業振興について議論させていただきました。大変広い分野でございますので、これぐらいの議論では問題点の解決にはほど遠いというふうなこともありますけれども、いずれにしても食料の自給率の目標と現状は大幅に乖離しているということが数字上に出ております。全国でもこういう状態ですから、坂城町の中においても全く同じ状況ではないかというふうな理解をしております。

このように農業離れしている農業の環境は大変厳しいわけでございますけれども、経費負けをする農業では兼業農家は恐らく農業離れが加速する時代になってくるといふふうな受け止めなければいけないというふうに思います。

私どもも一国民として食の安全・安心についてもこのような実態を理解して、昨日のテレビの報道でアメリカやメキシコでしょうか、カナダでしょうか、小麦の生産が天候不順で19%も値上がりしちゃうという報道がありました。いつ、どこで、この異常気象のようなものが起きて、お金を持っていけば食料はどこからでも調達できるという時代ではないというふうな状況を私どもも自覚して、やっぱりある農地を有効に利用して自分達の食料は自分達で確保するという農業を推進していかなければいけない時代になってきたんじゃないかというふうに思います。

このような農業の置かれている環境を私どもが理解して、新しい農業政策を加速的に進める中で、今、問題になっている食料自給というようなこと、食の安全というようなことから強化していかなければいけないと、そのために町の支援体制も強化していただきたいということを思っておるわけでございます。

特に農業の場合は国や県の干渉が強いわけございまして、町単独でどうのこうのというのは非常に裁量の範囲では少ない範囲だというふうに理解しております。そんなようなことから、問題点についても果敢に県や国にアクションを取っていただいて、本当に私どもが食料に安心して生活できるような、そんな農業の構築をぜひ新しい意味で考えていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は、午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時29分)

